明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）

独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕

○公職選挙法施行令の一部を改正する政令（一一）　二
○地方自治法施行令等の一部を改正する政令（一二）　三
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（一三）　五

〔府令・省令〕

○自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・国土交通一）　七
○地方自治法施行規則等の一部を改正する省令（総務二）　七
○在外選挙執行規則の一部を改正する省令（同三）　七
○介護保険法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働一三）　七
○流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令（農林水産・経済産業・国土交通一）　二
○デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令（国土交通二）　三
○海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令（同三）　三

〔告　示〕

○電気通信事業法第十二条の二第四項第二号ロの電気通信設備を指定する件の一部を改正する件（総務一七）　二六
○文化財を重要文化財に指定する件（文部科学二）　四
○強制執行、仮差押え及び仮処分をすることができない海外の美術品等を指定する件（同三）　四
○介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針の全部を改正する件（厚生労働一八）　六
○種苗法第十三条第一項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき品種登録出願及び届出に係る事項を公示する件（農林水産一三四）　九
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一三五）　一〇〇
○特定操縦免許講習の必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法等の基準を定める告示（国土交通二六）　一〇〇
○海上運送法施行規則第十二条の二第三号に規定する航路を定める告示（同二七）　一〇二
○船員法施行規則第十二条第三項第三号に規定する航路を定める告示を廃止する告示（同二八）　一〇三
○海上運送法施行規則第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号に規定する国土交通大臣が告示で定める場合を定める告示（同二九）　一〇三
○標準運送約款の一部を改正する告示（同三〇）　一〇四

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責関係　一二
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効、独立行政法人都市再生機構、日本弁護士連合会懲戒処分・裁決取消訴訟の判決確定、税理士登録者関係　一二
地方公共団体
行旅死亡人、農業協同組合法第六十四条の二の届出関係　一二三
会社その他
会社決算公告　一二三

本号で公布された法令のあらまし

◇公職選挙法施行令の一部を改正する政令（政令第一一号）（総務省）

1　在外選挙人証の交付方法の見直しに関する事項

在外選挙人証に変更に係る事項を記載した場合及び在外選挙人証を再交付する場合の在外選挙人証の交付方法について、総務省令で定めるところにより、領事官を経由して送付しなければならないこととした。（第二三条の七第六項及び第二三条の八第三項関係）

2　在外選挙人名簿登録申請書等の送付方法の見直しに関する事項

在外選挙人名簿登録申請書、在外選挙人証の記載事項の変更の届出書及び在外選挙人証の再交付の申請書の領事官から市町村の選挙管理委員会への送付について、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成一四年法律第一五一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しないこととした。（第二三条の三第五項及び第二三条の七第四項関係）

3　在外選挙人名簿に登録しなかった場合等の通知の方法の見直しに関する事項

㈠　市町村の選挙管理委員会が在外選挙人名簿登録申請者を在外選挙人名簿に登録しなかったときの通知、在外選挙人名簿に登録されている者を在外選挙人名簿から抹消したときの通知及び在外選挙人名簿に登録されている事項に係る記載を修正又は訂正したときの通知について、外務大臣を経由することを要しないこととした。（第二三条の六第一項及び第二三条の一四関係）

㈡　領事官が在外選挙人名簿の登録をされるべきでなかったことを知ったときの通知について、外務大臣を経由することを要しないこととした。（第二三条の一五第一項関係）

4　この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行することとした。

◇**地方自治法施行令等の一部を改正する政令**（政令第一二号）（総務省）

一　地方自治法施行令の一部改正関係

1　指定公金事務取扱者及び公金事務の委託に関する事項

㈠　指定公金事務取扱者等の要件を定めることとした。（第一七三条関係）

㈡　地方自治法第二四三条の二第一項の規定により徴収又は支出の事務を委託することができる公金の範囲を定めることとした。（第一七三条の二第一項及び第一七三条の三第一項関係）

㈢　指定公金事務取扱者による徴収した歳入又は収納した歳入等の払込みの方法を定めることとした。（第一七三条の二第二項関係）

2　公共工事に要する経費について地方公共団体が前金払をすることのできる割合に関する事項

東日本大震災に際し災害救助法が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。）において施行する公共工事に要する経費について地方公共団体が前金払をすることのできる割合の特例を定めた規定を削除することとした。（旧附則第七条第二項関係）

3　その他所要の規定の整備を行うこととした。

二　地方公務員等共済組合法施行令の一部改正関係

地方公務員等共済組合法施行令における地方公務員法第二二条の二第一項第一号に掲げる会計年度任用職員に係る期末手当等の範囲に勤勉手当を追加することとした。（第五条の二第二項関係）

三　その他関係政令の整備に関する事項

その他関係政令について所要の規定の整備を行うこととした。

四　施行期日等

1　普通地方公共団体の長は、令和八年三月三一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務を行わせている者に当該事務を行わせることができることとした。（附則第二条第一項関係）

2　その他所要の経過措置を規定することとした。（附則第二条第二項、第三条及び第四条関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

◇**介護保険法施行令の一部を改正する政令**（政令第一三号）（厚生労働省）

1　保険料率の算定に関する基準について、第一号被保険者の区分を原則として九区分から一三区分に改め、それぞれの区分ごとに基準額に乗じる割合を定めるものとした。（第三八条第一項及び第七項～第九項並びに第三九条第一項及び第二項関係）

2　所得の低い第一号被保険者の保険料について、減額賦課をする場合に減じる割合を変更することとした。（第三八条第一一項～第一三項及び第三九条第五項～第七項関係）

3　この政令は、令和六年四月一日から施行することとした。

政　令

公職選挙法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十一号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令

内閣は、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第三十条の五第三項及び第三十条の十六の規定に基づき、この政令を制定する。

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第二十三条の三第五項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十三条の七第四項に次のただし書を加える。

ただし、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第六条第一項の規定により当該送付を同項に規定する電子情報処理組織を使用して行うときは、外務大臣を経由することを要しない。

第二十三条の六第一項中「外務大臣及び」を削る。

第二十三条の八第三項中「郵便等をもつて、同項の規定による」を「総務省令で定めるところにより、前項において準用する前条第四項の規定により第一項の規定による申請書を送付した領事官を経由して、当該」に改め、同項ただし書を削る。

第二十三条の十二中「郵便等」を「郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者、同条第九項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第三条第四号に規定する外国信書便事業者による同法第二条第二項に規定する信書便（以下「郵便等」という。）」に改める。

第二十三条の十四第一項中「外務大臣を経由して、」を削り、同条第二項中「外務大臣及び」を削り、同条第三項中「外務大臣を経由して、」を削る。

第二十三条の十五第一項中「外務大臣を経由して、」を削る。

附　則

この政令は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

総務大臣　松本　剛明

内閣総理大臣　岸田　文雄

地方自治法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十二号

地方自治法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、この政令を制定する。

（地方自治法施行令の一部改正）

第一条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第百五十八条及び第百五十八条の二を削り、第百五十七条の二を第百五十八条とする。

第百五十九条中「若しくは」を「又は」に、「し、又は私人に支出の事務を委託した」を「した」に改める。

第百六十条中「前条」の下に「（第百七十三条の三第二項において準用する場合を含む。）」を加える。

第百六十五条の三を削り、第百六十五条の四を第百六十五条の三とし、第百六十五条の五から第百六十五条の八までを一条ずつ繰り上げる。

第百六十七条の八第二項中「電磁的記録」の下に「（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）」を加える。

第二編第五章第十節中第百七十三条の三を第百七十三条の六とし、第百七十三条の二を第百七十三条の五とする。

第百七十三条中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同条を第百七十三条の四とし、第二編第五章第十節中同条の前に次の三条を加える。

（指定公金事務取扱者等の要件）

第百七十三条　地方自治法第二百四十三条の二第一項、第五項及び第六項（同条第七項の規定により適用する場合を含む。）に規定する政令で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する公金事務（次号において「公金事務」という。）を適切かつ確実に遂行することができる財産的基礎を有すること。

二　その人的構成等に照らして、公金事務を適切かつ確実に遂行することができる知識及び経験を有し、かつ、十分な社会的信用を有すること。

（公金の徴収又は収納の委託）

第百七十三条の二　地方自治法第二百四十三条の二の四第一項に規定する政令で定めるものは、次に掲げる普通地方公共団体の歳入のうち、同法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者（次項において「指定公金事務取扱者」という。）が徴収することにより、その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると普通地方公共団体の長が認めるものとする。

一　使用料

二　手数料

三　賃貸料

四　物品売払代金

五　寄附金

六　貸付金の元利償還金

七　第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害金

2　指定公金事務取扱者（歳入の徴収又は歳入等（地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この項において同じ。）の収納に関する事務の委託を受けた者に限る。）は、普通地方公共団体の規則の定めるところにより、その徴収した歳入又はその収納した歳入等を、その内容を示す計算書（当該計算書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。）を添えて、会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関に払い込まなければならない。

（公金の支出の委託）

第百七十三条の三　地方自治法第二百四十三条の二の六第一項に規定する政令で定めるものは、第百六十一条第一項第一号から第十五号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。

2　第百五十九条の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定により歳出の支出に関する事務を委託した場合の精算残金を返納させるときについて準用する。

附則第七条第二項を削る。

（児童福祉法施行令の一部改正）

第二条　児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十四条を次のように改める。

第四十四条　削除

第四十五条第一項中「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加える。

（公職選挙法施行令の一部改正）

第三条　公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条の二第一項中「第百三十八条の二」を「第百三十八条の二の二」に、「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同条第二項中「第百七十三条第一項」を「第百七十三条の四第一項」に改める。

（生活保護法施行令の一部改正）

第四条　生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十一条を削る。

第十二条第一項中「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加え、同条を第十一条とし、第十三条を第十二条とし、第十四条を第十三条とする。

（地方公営企業法施行令の一部改正）

第五条　地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）の一部を次のように改正する。

第六条第五項中「第二百四十三条の二の二」を「第二百四十三条の二の八」に改める。

第二十一条の十一を削り、第二十一条の十二を第二十一条の十一とし、第二十一条の十三から第二十一条の十五までを一条ずつ繰り上げる。

第二十二条の四第一項中「。第二十六条の四第二項において同じ」を削る。

第二十六条の四を次のように改める。

（公金の徴収等の委託）

第二十六条の四　法第三十三条の二において読み替えて準用する地方自治法第二百四十三条の二の六第一項に規定する政令で定めるものは、第二十一条の五第一項第一号から第十四号までに掲げる経費、貸付金及び同条第二項の規定によりその資金を前渡することができる払戻金（当該払戻金に係る還付加算金を含む。）とする。

2　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十三条、第百七十三条の二第二項及び第百七十三条の三第二項の規定は、法第三十三条の二において地方自治法第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。この場合において、同令第百七十三条の二第二項中「普通地方公共団体の規則」とあるのは「管理規程」と、「指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関」とあるのは「出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関」と読み替えるものとする。

第二十六条の五中「（昭和二十二年政令第十六号）」を削る。

別表第一中「第二十一条の十四」を「第二十一条の十三」に改める。

（国民健康保険法施行令の一部改正）

第六条　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十九条の二十三」を「第二十九条の二十二」に改める。

第二十九条の二十三を削る。

（道路交通法施行令の一部改正）

第七条　道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の八を削る。

（地方公務員等共済組合法施行令の一部改正）

第八条　地方公務員等共済組合法施行令（昭和三十七年政令第三百五十二号）の一部を次のように改正する。

第五条の二第二項中「期末手当を」を「期末手当又は勤勉手当を」に改める。

（介護保険法施行令の一部改正）

第九条　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第四十五条の七」を「第四十五条の六」に改める。

第四十五条の七を削る。

第五十一条の三第一項中「地方自治法施行令」の下に「（昭和二十二年政令第十六号）」を加える。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正）

第十条　市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成十七年政令第五十五号）の一部を次のように改正する。

第四十四条中「第二百四十三条の二第一項を」を「第二百四十三条の二の七第一項を」に改め、同条の表第二百四十二条の三第五項の項の次に次のように加える。

第二百四十三条の二第八項及び第九項	会計管理者	合併特例区の長
第二百四十三条の二第十項	監査委員	合併市町村の監査委員
	会計管理者	合併特例区の長
第二百四十三条の二の五第一項第一号	住民	合併特例区の区域内に住所を有する者
第二百四十三条の二の六第三項	規則	合併特例区規則
	会計管理者	合併特例区の長

第四十四条の表第二百四十三条の二第一項の項中「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同表第二百四十三条の二第二項の項中「第二百四十三条の二第二項」を「第二百四十三条の二の七第二項」に改め、同表第二百四十三条の二第三項の項中「第二百四十三条の二の七第三項」を「第二百四十三条の二の二第一項」を「第二百四十三条の二の八第一項」に改め、同表第二百四十三条の二の二第三項及び第四項の項中「第二百四十三条の二の二第三項」を「第二百四十三条の二の八第三項」に改め、同表第二百四十三条の二の二第八項の項中「第二百四十三条の二の二第九項の項中「第二百四十三条の二の八第八項」に改め、同表第二百四十三条の二の八第九項」に改める。

第五十条第一項中「第百五十八条まで、第百五十八条の二（第一項第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）、第百五十九条、第百六十条」を「第百六十条まで」に、「第百六十五条の八」を「第百六十五条の七」に、「第百七十三条の三まで」を「第百七十三条の六まで」に、「第百七十三条及び第百七十三条の二から第百七十三条の六」に改め、同表第百五十八条第一項の項から第百五十八条の二第五項の項まで及び第百六十五条の三第二項の項を削り、同表第百六十五条の四第二項の項中「第百六十五条の四第二項」を「第百六十五条の四第三項」を「第百六十五条の三第二項」に改め、同表第百六十五条の四第五項の項中「第百六十五条の四第五項」を「第百六十五条の三第五項」に改め、同表第百六十五条の五の項中「第百六十五条の五」を「第百六十五条の四」に改め、同表第百六十五条の六第三項の項中「第百六十五条の五第三項」を「第百六十五条の四第三項」に改め、同表第百六十七条の十七の項中「、合併市町村」の下に「（市町村の合併の特例に関する法律第二条第二項に規定する合併市町村をいう。以下同じ。）」を加え、同表第百七十一条の五及び第百七十一条の六第一項の項の次に次のように加える。

第百七十三条の二第一項	住民	合併特例区の区域内に住所を有する者
第百七十三条の二第二項	規則	合併特例区規則
	会計管理者又は指定金融機関、指定代理金融機関、収納代理金融機関若しくは収納事務取扱金融機関	合併特例区の長又は出納取扱金融機関若しくは収納取扱金融機関

第五十条第一項の表第百七十三条第一項の項中「第百七十三条第一項」を「第百七十三条の四第一項」に、「第二百四十三条の二第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同表第百七十三条第一項第一号の項中「第百七十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」を「第百七十三条第一項第二号」を「第百七十三条の四第一項第二号」に改め、同表第百七十三条第二項の項中「第百七十三条第二項」を「第百七十三条の四第二項」に改め、同表第百七十三条第三項の項中「第百七十三条第三項」を「第百七十三条の四第三項」に、「第二百四十三条の二の七第一項」を「第二百四十三条の二の七第一項」に改め、同表第百七十三条第三項第一号」を「第百七十三条の四第三項第一号」に改め、同表第百七十三条第三項第二号の項中「第百七十三条第三項第二号」を「第百七十三条の四第三項第二号」に改め、同表第百七十三条第三項第三号の項中「第百七十三条第三項第三号」を「第百七十三条の四第三項第四項」に改め、同表第百七十三条第四項の項中「第百七十三条第四項」を「第百七十三条の四第四項」に改める。

（地域再生法施行令の一部改正）

第十一条　地域再生法施行令（平成十七年政令第百五十一号）の一部を次のように改正する。

第十三条を次のように改める。

第十三条　削除

（高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正）

第十二条　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条　削除

（子ども・子育て支援法施行令の一部改正）

第十三条　子ども・子育て支援法施行令（平成二十六年政令第二百十三号）の一部を次のように改正する。

附則第八条を次のように改める。

第八条　削除

附則第九条中「保育料」を「同項に規定する額」に改め、同条の表児童福祉法第五十六条第七項の項中「第五十六条第七項」を「第五十六条第六項」に改め、同表児童手当法第二十一条第二項の項中「第五十六条第七項各号又は第六項各号」を「第五十六条第六項各号又は第七項各号」に、「第五十六条第七項各号又は児童福祉法第五十六条第八項各号」を「第五十六条第六項各号又は児童福祉法第五十六条第七項各号」に改め、同表児童手当法第二十二条第一項の項中「第五十六条第七項若しくは第八項」を「第五十六条第六項若しくは第七項」に、「第五十六条第八項」を「第五十六条第六項若しくは児童福祉法第五十六条第七項」に改める。

附則第十条中「第七項」を「第六項」に、「前二条」を「前条」に改める。

（子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正）

第十四条　子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第四百四号）の一部を次のように改正する。

第一条の表第二十二条第一項の項中「第五十六条第七項」を「第五十六条第六項」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（地方自治法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第二条　普通地方公共団体の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、この政令の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の地方自治法施行令（次項及び附則第四条において「旧地方自治法施行令」という。）第百五十八条第一項、第百五十八条の二第一項又は第百六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この項において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（地方自治法の一部を改正する法律（次条及び附則第四条において「改正法」という。）による改正後の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号。次条及び附則第四条において「新地方自治法」という。）第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

2　地方自治法施行令の一部を改正する政令（令和四年政令第二百十一号）の施行の日から施行日の前日までの間に締結された契約に係る旧地方自治法施行令附則第七条第二項に規定する経費については、第一条の規定による改正後の地方自治法施行令附則第七条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（地方公営企業法施行令の一部改正に伴う経過措置）

第三条　地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第七条に規定する管理者は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において第五条の規定による改正前の地方公営企業法施行令第二十一条の十一第一項の規定により現に公金の支出に関する事務を行わせている者（改正法附則第七条の規定による改正後の地方公営企業法第三十三条の二において準用する新地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該公金の支出に関する事務を行わせることができる。

（市町村の合併の特例に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第四条　市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第二十六条第一項に規定する合併特例区の長は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により、施行日の前日において第十条の規定による改正前の市町村の合併の特例に関する法律施行令第五十条第一項において準用する旧地方自治法施行令第百五十八条第一項、第百五十八条の二第一項（第一号、第二号及び第五号に係る部分を除く。）又は第百六十五条の三第一項の規定により現に公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下この条において「従前の公金事務」という。）を行わせている者（改正法附則第十七条の規定による改正後の市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する新地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定を受けた者を除く。）に当該従前の公金事務を行わせることができる。

（地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の一部改正）

第五条　地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第十項及び第十三項中「第二十一条の十四第一項」を「第二十一条の十三第一項」に改める。

第十一条第一項中「第二十一条の十四第一項（に）を「第二十一条の十三第一項（に改め、同項第六号ただし書中「第二十一条の十四第一項第二号」を「第二十一条の十三第一項第二号」に改め、同条第二項中「第二十一条の十四第一項」を「第二十一条の十三第一項」に、「第二十一条の十四第四項」を「第二十一条の十三第四項」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第六条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条を削る。

（森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第七条　森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律施行令（令和四年政令第三百号）の一部を次のように改正する。

第十条を削り、第十一条を第十条とする。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
厚生労働大臣　武見　敬三

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第十三号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項及び第百四十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号中「十分の五」を「十分の四・五五」に改め、同号ニ中「又は第八号ロ」を「、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第二号中「十分の七・五」を「十分の六・八五」に改め、同号ロ中「又は第八号ロ」を「、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第三号中「十分の七・五」を「十分の六・九」に改め、同号ロ並びに同項第四号ロ及び第五号ロ中「又は第八号ロ」を「、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第六号イ中「及び第八号イ」を「、第八号イ、第九号イ、第十号イ、第十一号イ及び第十二号イ」に、「及び第九号イ」を「、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イ」に改め、同号ロ中「又は第八号ロ」を「、第八号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第七号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」に改め、同項第八号ロ中「部分を除く。）」の下に「、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロ」を加え、同項第九号中「十分の七」を「十分の二十四」に改め、同号を同項第十三号とし、同項第八号の次に次の四号を加える。

九　次のいずれかに該当する者　十分の十七

イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十一号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）

十　次のいずれかに該当する者　十分の十九
イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十二号ロに該当する者を除く。）
十一　次のいずれかに該当する者　十分の二十一
イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）
十二　次のいずれかに該当する者　十分の二十三
イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が基準所得金額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第三十八条第七項中「第三号まで」を「第四号まで」に、「第四号及び第五号」を「第五号から第十一号まで」に改め、同項第一号中「十分の五」を「十分の五・四五」に改め、同項第二号中「及び第三号」を削り、「十分の二・五」を「十分の三・一五」に改め、同項第五号中「及び第九号」を削り、「十分の六」を「十分の五」に改め、同号を同項第六号とし、同項中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三　第一項第三号　十分の三・一

第三十八条第七項に次の五号を加える。

七　第一項第九号　十分の七
八　第一項第十号　十分の九
九　第一項第十一号　十分の十一
十　第一項第十二号　十分の十三
十一　第一項第十三号　十分の十四

第三十八条第八項中「同項第九号」の下に「から第十三号まで」を加え、同条第十二項中「十分の〇・五」を「十分の〇・〇五」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項中「十分の二・五」を「十分の二」に改め、同項を同条第十二項とし、同条第十項中「十分の二」を「十分の一・七」に改め、同項を同条第十一項とし、同条中第九項を第十項とし、第八項の次に次の一項を加える。

9　次の各号に掲げる基準所得金額は、前項の規定により定める額に、それぞれ当該各号に定める額を加えた額とする。ただし、当該額によることが適当でないと認められる特別の必要がある場合においては、保険料収納必要額を保険料により確保することができるよう、市町村が第一項各号の区分ごとの第一号被保険者数の見込数等を勘案して設定する額とすることができる。

一　第一項第九号の基準所得金額　百万円
二　第一項第十号の基準所得金額　二百万円
三　第一項第十一号の基準所得金額　三百万円
四　第一項第十二号の基準所得金額　四百万円

第三十九条第一項中「、第九号」を「、第十三号」に改め、同項第一号中「十分の五」を「十分の四・五五」に改め、同号ニ中「又は第九号ロ」を「、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同項第二号中「十分の七・五」を「十分の六・八五」に改め、同号ロ中「又は第九号ロ」を「、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同項第三号中「十分の七・五」を「十分の六・九」に改め、同号ロ並びに同項第四号ロ、第五号ロ、第六号ロ及び第七号ロ中「又は第九号ロ」を「、第九号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同項第八号ロ中「又は次号ロ」を「、次号ロ、第十号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」に改め、同項第九号ロ中「部分を除く。）」の下に「、次号ロ、第十一号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロ」を加え、同項中第十号を第十四号とし、第九号の次に次の四号を加える。

十　次のいずれかに該当する者　前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ、第十二号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
十一　次のいずれかに該当する者　前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）、次号ロ又は第十三号ロに該当する者を除く。）
十二　次のいずれかに該当する者　前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）
十三　次のいずれかに該当する者　前号に定める割合を超える割合で市町村が定める割合
イ　当該保険料の賦課期日の属する年の前年の合計所得金額が前号イに規定する額を超える額であって市町村が定める額未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの
ロ　要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による割合を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（第一号イ(1)に係る部分を除く。）又は次号ロに該当する者を除く。）

第三十九条第二項中「及び第九号イ」を「、第九号イ、第十号イ、第十一号イ、第十二号イ及び第十三号イ」に、「同項第九号」を「同項第十三号」に改め、同条第四項中「前条第九項」を「前条第十項」に改め、同条第五項中「十分の二」を「十分の一・七」に改め、同条第六項中「十分の二・五」を「十分の二」に改め、同条第七項中「十分の〇・五」を「十分の〇・〇五」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、令和六年四月一日から施行する。

（介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令の一部改正）

第二条　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第一項中「第三十八条第十項から第十二項まで」を「第三十八条第十一項から第十三項まで」に改める。

第十三条中「第三十八条第九項」を「第三十八条第十項」に改める。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

府令・省令

○内閣府・国土交通省令第一号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号）第二十三条の五第五項の規定に基づき、自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令を次のように定める。

令和六年一月十九日

内閣総理大臣　岸田　文雄
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

自動車損害賠償責任保険の保険金等及び自動車損害賠償責任共済の共済金等の支払の適正化のための措置に関する命令の一部を改正する命令

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（指定紛争処理機関である旨の掲示等） **第十二条**　指定紛争処理機関は、当該機関の名称及び「指定紛争処理機関」の文字を、当該機関の事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所に掲示するとともに、当該機関のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければならない。	（指定紛争処理機関である旨の掲示） **第十二条**　指定紛争処理機関は、その名称及び「指定紛争処理機関」の文字を、その事務所の入口又は受付の付近の見やすい場所に掲示しなければならない。

附　則

この命令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

省令

○総務省令第二号

地方自治法の一部を改正する法律（令和五年法律第十九号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、地方自治法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

総務大臣　松本　剛明

地方自治法施行規則等の一部を改正する省令

（地方自治法施行規則の一部改正）

第一条　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線（二重下線を含む。以下この条において同じ。）を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二条の二の二　地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。	**第十二条の二の二**　地方自治法第百二十三条第三項の総務省令で定める措置は、電子署名及び認証業務に関する法律（平成十二年法律第百二号）第二条第一項又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第二条第一項に規定する電子署名とする。 ［新設］
第十二条の二の三　地方自治法第百三十八条の二第一項の総務省令で定める電子情報処理組織（同項に規定する電子情報処理組織をいう。以下この条から第十二条の二の九までにおいて同じ。）は、議会等（同法第百五条の二に規定する議会等をいう。以下同じ。）の使用に係る電子計算機（同法第百三十八条の二第一項に規定する電子計算機をいう。以下この条から第十二条の二の六までにおいて同じ。）と、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。	

第十二条の二の四　地方自治法第百三十八条の二第一項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により議会等に対して通知を行う者は、当該議会等の定めるところにより、当該議会等の指定する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該通知を文書等（同項に規定する文書等をいう。第十二条の二の六において同じ。）により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該議会等に対して通知を行う者の使用に係る電子計算機から入力して、通知を行わなければならない。

2　前項の規定により通知を行う者は、入力する事項についての情報に電子署名（総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名をいう。以下この項において同じ。）を行い、当該電子署名を行つた者を確認するために必要な事項を証する電子証明書（同条第二項第二号イからハまでに掲げる電子証明書（議会等の使用に係る電子計算機から認証できるものに限る。）をいう。）と併せてこれを送信しなければならない。ただし、議会等の指定する方法により当該通知を行つた者を確認するための措置を講ずる場合は、この限りでない。

［新設］

第十二条の二の五　地方自治法第百三十八条の二第二項の総務省令で定める電子情報処理組織は、議会等の使用に係る電子計算機と、当該議会等が行う通知を受ける者の使用に係る電子計算機であつて当該議会等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えたものとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織とする。

［新設］

第十二条の二の六　議会等は、地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行うときは、当該通知を文書等により行うときに記載すべきこととされている事項を当該議会等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録しなければならない。

［新設］

第十二条の二の七　地方自治法第百三十八条の二第二項ただし書に規定する総務省令で定める方式は、次の各号に掲げるいずれかの方式とする。

一　第十二条の二の五の電子情報処理組織を使用して行う識別番号及び暗証番号の入力

二　電子情報処理組織を使用する方法により通知を受けることを希望する旨の議会等の定めるところによる届出

［新設］

第十二条の二の八　地方自治法第百三十八条の二第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により国会に対して同法第九十九条の規定による通知を行う議会は、衆議院事務局又は参議院事務局がそれぞれ指定する方法により当該通知を行つた議会を確認するための措置を講じなければならない。

［新設］

第十二条の二の九　第十二条の二の三から前条までに定めるもののほか、地方自治法第百三十八条の二第一項又は第二項の規定により電子情報処理組織を使用する方法により通知を行う場合に必要な事項は、議会等が定める。

［新設］

第十二条の二の十　［略］

［同上］

第十二条の二の十一　［略］

［同上］

第十二条の二の十二　［略］

［同上］

［2　略］

［2　同上］

3　前二項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による普通地方公共団体の長の指定について準用する。

［新設］

第十二条の二の十三　［略］

［２　略］

３　前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の十四　［略］

２　地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する総務省令で定める事項は、普通地方公共団体の長が同条第一項の規定による指定をした日及び同項の規定による委託をした日とする。

第十二条の二の十五　［略］

２　前項の規定は、地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（同条第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。

第十二条の二の十六　［略］

［一　略］

二　［略］

イ　第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる事項

［ロ　略］

第十二条の二の十七　［略］

２　前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第二百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。

第十二条の二の十八　［略］

２　前項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、地方自治法第二百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しをしたときについて準用する。

第十二条の二の十九　地方自治法第二百四十三条の二の四第二項（同法第二百四十三条の二の五第三項において準用する場合を含む。）の総務省令で定める方法は、口座振替の方法、同法第二百三十一条の二第一項の規定による証紙による収入の方法、同条第三項の規定による証券をもつてする方法及び資金決済に関する法律（平成二十一年法律第五十九号）第三条第五項に規定する第三者型前払式支払手段による取引その他これに類する為替取引とする。

第十二条の二の二十　地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものは、次のとおりとする。

一　地方譲与税、地方交付税、国庫支出金その他の国又は他の普通地方公共団体から交付される歳入

二　繰入金その他の普通地方公共団体の他の会計から繰り入れる歳入及び繰越金

第十二条の二の二十一　［略］

第十二条の四の二　地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十三条の二　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二の七第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同

第十二条の二の六　［同上］

［２　同上］

３　前二項の指定納付受託者は、それぞれこれらの規定に規定する委託を受けた歳入等に係る第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項が記載された書面又は当該事項が記録された電磁的記録を保存するものとする。

第十二条の二の七　［同上］

［新設］

第十二条の二の八　［同上］

［新設］

第十二条の二の九　［同上］

［一　同上］

二　［同上］

イ　第十二条の二の四第二項第一号に掲げる事項

［ロ　同上］

第十二条の二の十　［同上］

［新設］

第十二条の二の十一　［同上］

［新設］

［新設］

第十二条の二の十二　［同上］

第十二条の四の二　地方自治法第二百三十四条第五項の総務省令で定めるものは、総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第二条第二項第一号に規定する電子署名とする。

第十三条の二　地方自治法施行令第百七十三条第一項第一号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（普通地方公共団体の長等の基準給与年額」という。第三項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一　地方自治法第二百四十三条の二第一項の損害を賠償する責任の原因となつた事実が生じた日（以下この条において「普通地方公共団体の長等の基準日」という。）を含む月において支給され、又は支給されるべき地方自治法第二百三条の二第一項の規定による報酬又は同法第

法第二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

［二・三　略］

［２・３　略］

４　地方自治法施行令第百七十三条の四第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

［一～三　略］

［５・６　略］

附　則

第三条　公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。次項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（次項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

［削る］

２　公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。

［一～三　略］

［報告書様式（第十二条の二の十関係）］

［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方公営企業法施行規則の一部改正）

第二条　地方公営企業法施行規則（昭和二十七年総理府令第七十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（障害者支援施設等に準ずる者の認定） **第五十二条**　普通地方公共団体の長は、令第二十一条の十三第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。 ［２・３　略］	（障害者支援施設等に準ずる者の認定） **第五十二条**　普通地方公共団体の長は、令第二十一条の十四第一項第三号の規定による認定をしようとするときは、あらかじめ、当該認定に必要な基準を定め、これを公表しなければならない。 ［２・３　同上］

二百四条第一項の規定に基づく給料（以下この号において「報酬又は給料」という。）の額に十二を乗じて得た額（普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）の任期が十二月に満たない場合にあつては、報酬又は給料の額を任期当たりの額に換算して得た額）

［二・三　同上］

［２・３　同上］

４　地方自治法施行令第百七十三条第一項第二号に規定する総務省令で定める方法により算定される額（「地方警務官の基準給与年額」という。第五項において同じ。）は、次に掲げる額の合計額とする。

［一～三　同上］

［５・６　同上］

附　則

第三条　公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事（土木建築に関する工事の設計及び調査並びに土木建築に関する工事の用に供することを目的とする機械類の製造を除く。第三項において同じ。）において、当該工事の材料費、労務費、機械器具の賃借料、機械購入費（当該工事において償却される割合に相当する額に限る。）、動力費、支払運賃、修繕費、仮設費及び現場管理費並びに一般管理費等のうち当該工事の施工に要する費用（第三項において「材料費等」という。）に相当する額として必要な経費の前金払の割合は、これらの経費の四割を超えない範囲内とする。

２　東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）に際し災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）が適用された市町村の区域（東京都の区域を除く。以下この項において「被災市町村の区域」という。）において施行する公共工事（当該公共工事が施行される区域が被災市町村の区域とそれ以外の区域にまたがるものを含む。）に要する経費についての前項の規定の適用については、同項中「四割」とあるのは、「四割五分」とする。

３　公共工事に要する経費のうち工事一件の請負代金の額が五十万円以上の土木建築に関する工事であつて、次の各号に掲げる要件に該当するものにおいて、当該工事の材料費等に相当する額として必要な経費について、前二項の範囲内で既にした前金払に追加してする前金払の割合は、当該経費の二割を超えない範囲内とする。

［一～三　同上］

［報告書様式（第十二条の二の三関係）］

［同左］

（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定）

第五十三条　管理者は、令第二十一条の十三第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

［一～三　略］

［２～６　略］

（公金の徴収等の委託）

第五十三条の二　地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十二第三項、第十二条の二の十四第二項、第十二条の二の十五第二項、第十二条の二の十七第二項、第十二条の二の十八第二項、第十二条の二の十九及び第十二条の二の二十の規定は、法第三十三条の二において地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二から第二百四十三条の二の六までの規定を準用する場合について準用する。

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を図る者の認定）

第五十三条　管理者は、令第二十一条の十四第一項第四号の規定により、新商品の生産又は新役務の提供（以下この条において「新商品の生産等」という。）により新たな事業分野の開拓を図る者を認定するときは、新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施しようとする者（新商品の生産等により新たな事業分野の開拓を実施する法人を設立しようとする者を含む。）に当該新たな事業分野の開拓の実施に関する計画（以下本条において「実施計画」という。）を提出させ、その実施計画が次の各号のいずれにも適合するものであることについて確認するものとする。

［一～三　同上］

［２～６　同上］

［新設］

（市町村の合併の特例に関する法律施行規則の一部改正）

第三条　市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後	改正前
（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件） **第十四条の二**　地方自治法施行規則第十二条の二の十一第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。 ２　地方自治法施行規則第十二条の二の十一第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同項第一号中「の納付」とあるのは、「（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この号において同じ。）の納付」と読み替えるものとする。 （合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定） **第十四条の三**　地方自治法施行規則第十二条の二の十二第一項及び第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十二第一項及び第二項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。	（合併特例区に係る指定納付受託者に対する納付の委託の要件） **第十四条の二**　地方自治法施行規則第十二条の二の四第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十一条の二の二第一号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。 ２　地方自治法施行規則第十二条の二の四第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二第二号に規定する総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同項第一号中「の納付」とあるのは、「（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二に規定する歳入等をいう。以下この号において同じ。）の納付」と読み替えるものとする。 （合併特例区に係る指定納付受託者の指定） **第十四条の三**　地方自治法施行規則第十二条の二の五の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の五中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

２　地方自治法施行規則第十二条の二の十二第一項及び第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項の規定による指定について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十二第一項中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第一項」と、同令第十二条の二の十二第一項及び第二項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の書面の交付等）

第十四条の四　地方自治法施行規則第十二条の二の十三の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十三第一項中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下この条において」と、「により歳入等」とあるのは「により歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第三項中「第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる」とあるのは「当該歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者を指定した場合の告示）

第十四条の五　地方自治法施行規則第十二条の二の十四第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十四第一項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

２　地方自治法施行規則第十二条の二の十四第二項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十四第二項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者による届出）

第十四条の六　地方自治法施行規則第十二条の二の十五第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十五第一項中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

２　地方自治法施行規則第十二条の二の十五第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第三項の規定により指定公金事務取扱者（法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。以下同じ。）がその名称、住所又は事務所の所在地を変更しようとするときについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十五第一項中「指定納付受託者」とあるのは「指定公金事務取扱者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

［新設］

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の書面の交付等）

第十四条の四　地方自治法施行規則第十二条の二の六の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の二の規定による委託を受けた指定納付受託者（同法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）について準用する。この場合において、同令第十二条の二の六第一項中「地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。以下この条において」と、「により歳入等」とあるのは「により歳入等（同条に規定する歳入等をいう。以下この条において同じ。）」と、同条第三項中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「当該歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者を指定した場合の告示）

第十四条の五　地方自治法施行規則第十二条の二の七の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第二項に規定する総務省令で定める事項について準用する。この場合において、同令第十二条の二の七中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

［新設］

（合併特例区に係る指定納付受託者による届出）

第十四条の六　地方自治法施行規則第十二条の二の八の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第三項の規定による届出について準用する。この場合において、同令第十二条の二の八中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と読み替えるものとする。

［新設］

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の報告）

第十四条の七　地方自治法施行規則第十二条の二の十六の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十六中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第一号中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同条第二号イ中「第十二条の二の十一第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者に対する報告の徴収）

第十四条の八　地方自治法施行規則第十二条の二の十七第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の規定により報告をさせる場合について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十七第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と読み替えるものとする。

2　地方自治法施行規則第十二条の二の十七第一項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の二第二項の報告を求めるときについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十七第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「指定納付受託者」とあるのは「指定公金事務取扱者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二第二項に規定する指定公金事務取扱者をいう。）」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者及び指定公金事務取扱者の指定の取消し）

第十四条の九　地方自治法施行規則第十二条の二の十八第一項の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十八第一項中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

2　地方自治法施行規則第十二条の二の十八第一項の規定は、指定公金事務取扱者に対し、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の三第一項の規定による指定の取消しをしたときについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十八第一項中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「地方自治法第二百三十一条の二の七第一項」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の三第一項」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る納入義務者からの歳入の納付の方法）

第十四条の十　地方自治法施行規則第十二条の二の十九の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の四第二項の総務省令で定める方法について準用する。

（合併特例区に係る収納の委託に適さない歳入等）

第十四条の十一　地方自治法施行規則第十二条の二の二十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の五第一項第二号の総務省令で定めるものについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の二十中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る指定納付受託者が納付の委託を受けた場合の報告）

第十四条の七　地方自治法施行規則第十二条の二の九の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の五第二項の規定による報告について準用する。この場合において、同令第十二条の二の九中「指定納付受託者」とあるのは「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と、「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、同条第一号中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と、「歳入等」とあるのは「歳入等（同条に規定する歳入等をいう。次号において同じ。）」と、同条第二号イ中「第十二条の二の四第二項第一号に掲げる」とあるのは「歳入等の納付の通知に係る書面の記載事項その他の当該歳入等を特定するために必要な」と、同号ロ中「地方自治法」とあるのは「市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する地方自治法」と読み替えるものとする。

［新設］

（合併特例区に係る指定納付受託者に対する報告の徴収）

第十四条の八　地方自治法施行規則第十二条の二の十の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の六第二項の規定により報告をさせる場合について準用する。この場合において、同令第十二条の二の十中「普通地方公共団体」とあるのは「合併特例区」と、「指定納付受託者（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の三第一項に規定する指定納付受託者をいう。）」と読み替えるものとする。

［新設］

（合併特例区に係る指定納付受託者の指定の取消し）

第十四条の九　地方自治法施行規則第十二条の二の十一の規定は、法第四十七条において準用する地方自治法第二百三十一条の二の七第一項の規定による指定の取消しについて準用する。この場合において、同令第十二条の二の十一中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

［新設］

（障害者支援施設等に準ずる者の認定）

第二十一条　地方自治法施行規則第十二条の二の二十一の規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百六十七条の二第一項第三号の規定による認定をしようとする場合について準用する。この場合において、地方自治法施行規則第十二条の二の二十一中「普通地方公共団体」とあるのは、「合併特例区」と読み替えるものとする。

（合併特例区に係る基準給与年額の算定方法）

第二十六条　地方自治法施行規則第十三条の二第一項から第三項までの規定は、令第五十条第一項において準用する地方自治法施行令第百七十三条の四第一項に規定する総務省令で定める方法により算定される額について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる地方自治法施行規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

［略］	［略］	［略］
第十三条の二第一項第一号	普通地方公共団体の長等の基準日	合併特例区の長等の基準日
	普通地方公共団体の長等（地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する普通地方公共団体の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）	合併特例区の長等（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する地方自治法第二百四十三条の二の七第一項に規定する合併特例区の長等をいう。以下この項及び次項において同じ。）
［略］	［略］	［略］

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　地方自治法に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（令和三年総務省令第八十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第三条第一項の主務省令で定める保存）	（法第三条第一項の主務省令で定める保存）
第三条　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する場合を含む。第五条において同じ。）及び第二百四十三条の二の二第一項（地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二及び市町村の合併の特例に関する法律第四十七条において準用する場合を含む。第五条において同じ。）並びに地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の十三第三項（市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）第十四条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の保存とする。	**第三条**　法第三条第一項の主務省令で定める保存は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項（市町村の合併の特例に関する法律（平成十六年法律第五十九号）第四十七条において準用する場合を含む。）及び地方自治法施行規則（昭和二十二年内務省令第二十九号）第十二条の二の六第三項（市町村の合併の特例に関する法律施行規則（平成十七年総務省令第四十三号）第十四条の四において準用する場合を含む。）の規定に基づく書面の保存とする。

（法第四条第一項の主務省令で定める作成）

第五条　法第四条第一項の主務省令で定める作成は、地方自治法第二百三十一条の二の六第一項及び第二百四十三条の二の二第一項の規定に基づく書面の作成とする。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　地方自治法施行規則の一部を改正する省令（令和四年総務省令第四十一号）の施行の日からこの省令の施行の日の前日までの間に締結された契約に係る第一条の規定による改正前の地方自治法施行規則附則第三条第二項に規定する経費については、第一条の規定による改正後の地方自治法施行規則附則第三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

○総務省令第三号

公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十一号）の施行に伴い、並びに公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第二十三条の七第六項、第二十三条の八第三項及び第百四十五条の規定に基づき、在外選挙執行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

総務大臣　松本　剛明

在外選挙執行規則の一部を改正する省令

在外選挙執行規則（平成十一年自治省令第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定は、これを加える。

改正後	改正前
（在外選挙人証の記載事項の変更等） **第九条**　［略］ ［2～4　略］ 5　令第二十三条の七第六項の規定による在外選挙人証の交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第四項の規定により同条第二項の規定による届出書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。 （在外選挙人証の再交付等） **第十一条**　［略］ ［2　略］ 3　令第二十三条の八第三項の規定による在外選挙人証の再交付は、当該在外選挙人証の記載事項を、市町村の選挙管理委員会の使用に係る電子計算機と同条第二項において準用する令第二十三条の七第四項の規定により令第二十三条の八第一項の規定による申請書を送付した領事官の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録し、当該ファイルに記録された事項を出力した書面を用いて行うものとする。 **別記** **第六号様式**（在外選挙人証の様式）（第八条関係） ［様式　略］ 表 備考 選挙管理委員会委員長の印は、刷込み式とする。 裏 ［略］	（在外選挙人証の記載事項の変更等） **第九条**　［同上］ ［2～4　同上］ ［新設］ （在外選挙人証の再交付等） **第十一条**　［同上］ ［2　同上］ ［新設］ **別記** **第六号様式**（在外選挙人証の様式）（第八条関係） ［様式　同左］ 表 ［新設］ 裏 ［同左］

第七号様式（在外選挙人証記載事項変更届出書の様式）（第九条関係）

在外選挙人証記載事項変更届出書

公職選挙法施行令第23条の７第２項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

［略］

［略］

□ 住所以外の送付先	□　新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） □　在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 □　「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	
以外の送付先	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）	Name＿＿＿＿＿＿ Address

注　意

１～８　［略］

［削る］

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

表

在外選挙人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、公職選挙法施行令第23条の８第１項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。

何年何月何日

第七号様式（在外選挙人証記載事項変更届出書の様式）（第九条関係）

在外選挙人証記載事項変更届出書

公職選挙法施行令第23条の７第２項の規定により、在外選挙人証の記載事項に変更があったことを下記のとおり届け出ます。

何年何月何日

［同左］

［同左］

□ 住所以外の送付先	□　新たに在留届の緊急連絡先を「住所以外の送付先」欄に記載（在留届の緊急連絡先において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領） □　在留届の緊急連絡先を変更したことに伴い、「住所以外の送付先」欄の記載を変更 □　「住所以外の送付先」欄の記載を抹消（住所において選挙管理委員会が送付する投票用紙等を受領）	
以外の送付先	新たな住所以外の送付先 ＜在留届の緊急連絡先＞ （外国語表記） （選挙管理委員会から投票用紙等を送付する際にそのまま転写して宛名として使用しますので、国名を含め正確に枠内に書いてください。また、＿＿＿＿の上には、氏名を忘れずに書いてください。）	Name＿＿＿＿＿＿ Address
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵便等で送付	□　領事官経由での交付を希望	

注　意

１～８　［同左］

９　「交付の方法」欄には、記載事項を変更した後の在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

第九号様式（在外選挙人証再交付申請書及び領事官の付す書類の様式）（第十一条関係）

表

在外選挙人証再交付申請書（兼記載事項変更届出書）

次の事由が生じたことを誓い、公職選挙法施行令第23条の８第１項の規定により、在外選挙人証の再交付を申請します。

何年何月何日

［略］

［略］

在外選挙人証の記載事項の変更	□ 無　□ 有

注　意

１～４　［略］

［削る］

［略］

裏

備考　表中の［　］の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公職選挙法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十一号）の施行の日から施行する。

（適用区分）

第二条　この省令の施行の際、この省令による改正前の在外選挙執行規則（以下「旧規則」という。）別記第六号様式に準じて調製された在外選挙人証がある場合には、この省令による改正後の在外選挙執行規則（以下「新規則」という。）別記第六号様式にかかわらず、当該在外選挙人証を使用することを妨げない。

２　この省令の施行の日前に旧規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書は、新規則別記第七号様式に準じて作成された届出書及び別記第九号様式に準じて作成された申請書とみなす。

○厚生労働省令第十三号

介護保険法施行令の一部を改正する政令（令和六年政令第十三号）の施行に伴い、並びに介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十五条の四十五第四項、介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第三十七条の十三第八項第十四号及び第三十八条第六項から第八項まで並びに介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号）第一条の二第二項及び第十二条第三項の規定に基づき、介護保険法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

厚生労働大臣　武見　敬三

介護保険法施行規則等の一部を改正する省令

（介護保険法施行規則の一部改正）

第一条　介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（福祉用具専門相談員） **第二十二条の三十一**　令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習（以下この条から第二十二条の三十三までにおいて「講習」という。）は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具（法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。第百四十条の六十二の十二第一号ロにおいて同じ。）の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。 ２　（略）	（福祉用具専門相談員） **第二十二条の三十一**　令第四条第一項第九号に規定する福祉用具専門相談員指定講習（以下この条から第二十二条の三十三までにおいて「講習」という。）は、福祉用具貸与及び特定福祉用具販売並びに介護予防福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具販売の事業を行う場合において、福祉用具（法第八条第十二項に規定する福祉用具をいう。第百四十条の六十二の十二第一号ハにおいて同じ。）の選定の援助、機能等の点検、使用方法の指導等に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的として行われるものとする。 ２　（略）

［同左］

［同左］

在外選挙人証の記載事項の変更	□ 無　□ 有
交付の方法 ※通常は、選挙管理委員会から郵便等で送付	□ 領事官経由での交付を希望

注　意

１～４　［同左］

５　「交付の方法」欄には、再交付される在外選挙人証について、郵便事情等により選挙管理委員会から郵便で交付を受けることが困難な場合で、本届出書を提出した領事官から直接に又は領事官からの送付によって受け取ることを希望する場合に□にレをつけてください。

［同左］

裏

（介護給付費等適正化推進市町村の要件）

第百四十条の六十二の十二　令第三十七条の十三第八項第十四号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該市町村において法第百十五条の四十五第三項第一号に掲げる事業として、次のイからハまでに掲げる事業の全てを実施していること。

イ　法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う同条第四項において準用する法第二十七条第二項の調査若しくは法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第二項の調査又は法第三十三条第四項において準用する法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う法第三十三条第四項において準用する法第三十二条第二項において準用する法第二十七条第二項の調査若しくは法第三十三条の二第二項において準用する法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う法第三十三条の二第二項において準用する法第三十二条第二項において準用する法第二十七条第二項の調査の内容について、市町村の職員又はこれに準ずる者（ロにおいて「市町村職員等」という。）が当該調査を行った者への訪問による調査、当該調査の内容を記載した書類の審査その他の方法により点検し、介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。以下同じ。）に要する費用の適正化を図る事業

ロ　介護支援専門員が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下このロにおいて「居宅サービス計画等」という。）の内容について、市町村職員等が、当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、及び当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業並びに市町村職員等が、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請がなされたときに、当該申請に係る住宅を現地調査し、又は住宅改修が完了した後に現地調査による当該住宅改修の施工状況を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業及び福祉用具等（福祉用具、特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具をいう。以下このロにおいて同じ。）の利用状況について、福祉用具等の利用の必要性等の観点から、市町村職員等が福祉用具等の利用者への訪問その他の方法により点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

（削る）

（介護給付費等適正化推進市町村の要件）

第百四十条の六十二の十二　令第三十七条の十三第八項第十四号の厚生労働省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該市町村において法第百十五条の四十五第三項第一号に掲げる事業として、次のイからホまでに掲げる事業の全てを実施していること。

イ　法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う同条第四項において準用する法第二十七条第二項の調査若しくは法第二十九条第二項において準用する法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う法第二十九条第二項において準用する法第二十七条第二項の調査又は法第三十三条第四項において準用する法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う法第三十三条第四項において準用する法第三十二条第二項において準用する法第二十七条第二項の調査若しくは法第三十三条の二第二項において準用する法第二十八条第五項の規定により委託を受けた者が行う法第三十三条の二第二項において準用する法第三十二条第二項において準用する法第二十七条第二項の調査の内容について、市町村の職員又はこれに準ずる者（ロ及びハにおいて「市町村職員等」という。）が当該調査を行った者への訪問による調査、当該調査の内容を記載した書類の審査その他の方法により点検し、介護給付等（法第二十条に規定する介護給付等をいう。以下同じ。）に要する費用の適正化を図る事業

ロ　介護支援専門員が作成した居宅サービス計画又は介護予防サービス計画（以下このロにおいて「居宅サービス計画等」という。）の内容について、市町村職員等が、当該介護支援専門員に係る事業者への訪問による調査、当該事業者から提出された居宅サービス計画等の確認その他の方法により点検し、及び当該事業者その他必要な者に必要な指導を行い、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

ハ　市町村職員等が、居宅介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の支給の申請がなされたときに、当該申請に係る住宅を現地調査し、又は住宅改修が完了した後に現地調査による当該住宅改修の施工状況を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業及び福祉用具等（福祉用具、特定福祉用具又は特定介護予防福祉用具をいう。以下このハにおいて同じ。）の利用状況について、福祉用具等の利用の必要性等の観点から、市町村職員等が福祉用具等の利用者への訪問その他の方法により点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

ハ　国民健康保険団体連合会から提供される介護給付等（高額医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。以下このハにおいて同じ。）に関する情報と健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十条に規定する医療等、高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条第一号及び第二号に規定する後期高齢者医療給付（高額介護合算療養費の支給を除く。）又は国民健康保険法第五十四条第一項に規定する療養の給付等、同法第五十四条の二第一項に規定する訪問看護療養費、同法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費、同法第五十四条の四第一項に規定する移送費若しくは同法第五十七条の二第一項に規定する高額療養費（以下このハにおいて「後期高齢者医療給付等」という。）に関する情報とを照合して介護給付等に係るサービス（以下このハにおいて「介護サービス」という。）と後期高齢者医療給付等の各利用日数その他の情報の整合性を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業及び受給者ごとに二以上の月にわたる介護給付等の状況その他の状況を確認し、提供された介護サービスとの整合性、算定回数及び算定日数その他介護給付等に係る事項を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

（削る）

二　（略）

第百四十三条　令和六年度から令和八年度までの基準所得金額）

百二十万円とする。

第百四十三条の二　令和六年度から令和八年度までの令第三十八条第一項第六号の基準所得金額は、

第百四十三条の三　令和六年度から令和八年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、二百十万円とする。

第百四十三条の四　令和六年度から令和八年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、三百二十万円とする。

（介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令の一部改正）

第二条　介護保険の医療保険者の納付金の算定等に関する省令（平成十一年厚生省令第四十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法） **第一条**　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第十一項から第十三項まで又は第三十九条第五項から第七項までに規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになった第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が	（市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額の算定方法） **第一条**　介護保険の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十年政令第四百十三号。以下「算定政令」という。）第三条の二第一項に規定する毎年度市町村が介護保険に関する特別会計に繰り入れる額は、当該年度において介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号。以下「施行令」という。）第三十八条第十項から第十二項まで又は第三十九条第五項から第七項までに規定する第一号被保険者に該当することが、当該年度の三月三十一日までの間に明らかになった第一号被保険者（介護保険法（平成九年法律第百二十三号。以下「法」という。）第九条第一号に規定する第一号被保険者をいう。以下同じ。）に係る当該年度分の保険料について、当該市町村が施

ニ　国民健康保険団体連合会から提供される介護給付等（高額医療合算介護サービス費の支給及び高額医療合算介護予防サービス費の支給を除く。以下このニにおいて同じ。）に関する情報と健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第二十条に規定する医療等、高齢者の医療の確保に関する法律第五十六条第一号及び第二号に規定する後期高齢者医療給付（高額介護合算療養費の支給を除く。）又は国民健康保険法第五十四条第一項に規定する療養の給付等、同法第五十四条の二第一項に規定する訪問看護療養費、同法第五十四条の三第一項に規定する特別療養費、同法第五十四条の四第一項に規定する移送費若しくは同法第五十七条の二第一項に規定する高額療養費（以下このニにおいて「後期高齢者医療給付等」という。）に関する情報とを照合して介護給付等に係るサービス（以下このニ及びホにおいて「介護サービス」という。）と後期高齢者医療給付等の各利用日数その他の情報の整合性を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業及び受給者ごとに二以上の月にわたる介護給付等の状況その他の状況を確認し、提供された介護サービスとの整合性、算定回数及び算定日数その他介護給付等に係る事項を点検し、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

ホ　介護給付等の受給者に対し、当該受給者の介護サービスの利用状況、当該介護サービスに要した費用、当該受給者が負担する額その他当該受給者の介護サービスに係る事項を記載した書面を通知し、当該受給者に当該事項の確認を促すことにより、介護給付等に要する費用の適正化を図る事業

二　（略）

第百四十三条　令和三年度から令和五年度までの基準所得金額）

百二十万円とする。

第百四十三条の二　令和三年度から令和五年度までの令第三十八条第一項第六号の基準所得金額は、

第百四十三条の三　令和三年度から令和五年度までの令第三十八条第一項第七号の基準所得金額は、二百十万円とする。

第百四十三条の四　令和三年度から令和五年度までの令第三十八条第一項第八号の基準所得金額は、三百二十万円とする。

施行令第三十八条第十一項から第十三項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項から第七項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額することとなる保険料の額を合計した額（その額が現に当該年度分の保険料について施行令第三十八条第十一項から第十三項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課し、又は施行令第三十九条第五項から第七項までに定める基準に従い同条第一項の規定に基づき算定される保険料を賦課することにより減額した保険料の額の合計額を超えるときは、当該合計額）とする。

（令和六年度から令和八年度までの財政安定化基金拠出率）

第四条　令和六年度から令和八年度までの算定政令第十二条第三項に規定する財政安定化基金拠出率は、十万分の三十二とする。

（介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令の一部改正）

第三条　介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（平成十二年厚生省令第二十六号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
別表第二（第六条関係）	**別表第二**（第六条関係）
所得段階別加入割合補正係数	所得段階別加入割合補正係数
1－（0.545×（A－a）＋0.315×（B－b）＋0.31×（C－c）＋0.1×（D－d）－0.2×（E－e）－0.3×（F－f）－0.5×（G－g）－0.7×（H－h）－0.9×（I－i）－1.1×（J－j）－1.3×（K－k）－1.4×（L－l））	1－（0.5×（A－a）＋0.25×（B－b）＋0.25×（C－c）＋0.1×（D－d）－0.2×（E－e）－0.3×（F－f）－0.5×（G－g）－0.7×（H－h））
備考　この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。	備考　この表における算式中次に掲げる記号の意義は、それぞれ次に定めるとおりとする。
A～h　（略）	A～h　（略）
I　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第十号に掲げる者の数の割合	（新設）
i　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第十号に掲げる者の総数の割合	（新設）
J　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第十一号に掲げる者の数の割合	（新設）
j　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第十一号に掲げる者の総数の割合	（新設）
K　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第十二号に掲げる者の数の割合	（新設）
k　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第十二号に掲げる者の総数の割合	（新設）
L　当該年度における当該市町村に係る第一号被保険者の数に対する当該年度における当該市町村に係る令第三十八条第一項第十三号に掲げる者の数の割合	（新設）
l　当該年度における全ての市町村に係る第一号被保険者の総数に対する当該年度における全ての市町村に係る令第三十八条第一項第十三号に掲げる者の総数の割合	（新設）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（令和六年度から令和八年度までの各年度における普通調整交付金の額の算定の特例）

第二条　令和六年度から令和八年度までの各年度における介護保険の調整交付金等の交付額の算定に関する省令（次条において「算定省令」という。）第二条に規定する普通調整交付金の額は、同条の規定にかかわらず、当該市町村の調整基準標準給付費額に当該市町村の普通調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組（介護保険法第百二十二条の三第一項の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組をいう。次条第二号において同じ。）の状況を勘案した額を控除した額に調整率を乗じて得た額とする。

（令和六年度から令和八年度までの各年度における調整率の算定の特例）

第三条　令和六年度から令和八年度までの各年度における算定省令第八条に規定する調整率は、同条の規定にかかわらず、第一号に掲げる額を第二号に掲げる額で除して得た数とする。

一　当該年度分として交付する調整交付金の総額から当該年度において各市町村に対して交付する特別調整交付金の総額を控除して得た額

二　当該年度における各市町村に係る算定省令第三条に規定する調整基準標準給付費額に新算定省令第四条に規定する普通調整交付金交付割合を乗じて得た額から当該市町村の介護給付等に要する費用の適正化に関する取組の状況を勘案した額を控除して得た額の合算額

○農林水産省令第一号
経済産業省
国土交通省

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）の施行に伴い、流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則の一部を改正する省令

流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後

別表第二（第四条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第十二条第二項	（略）	（略）
	海上運送法第十六条第一項又は第二項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

改正前

別表第二（第四条関係）

規定	事項	書類
（略）	（略）	（略）
法第十二条第二項	（略）	（略）
	海上運送法第十五条第一項又は第二項の規定による届出に係る部分	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項
（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

○国土交通省令第二号

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和五年法律第六十三号）の施行に伴い、及び関係法律の規定に基づき、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備に関する省令

（水先法施行規則の一部改正）

第一条　水先法施行規則（昭和二十四年運輸省令経済安定本部令第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二十三条の二の二」を「第二十三条の二の六」に改める。

第二十三条の二の二を第二十三条の二の四とし、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二十三条の二の五　法第四十七条第三項の規定による公衆の閲覧は、水先人のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第二十三条の二の六　法第四十七条第三項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　水先人が常時使用する従業員の数が五人以下である場合

二　水先人が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第二十三条の二の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二十三条の二の二　法第四十六条第六項の規定による公衆の閲覧は、水先人のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第二十三条の二の三　法第四十六条第六項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　水先人が常時使用する従業員の数が五人以下である場合

二　水先人が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第二十六条中「第二十三条の二の二第一項」を「第二十三条の二の四第一項」に改める。

（海事代理士法施行規則の一部改正）

第二条　海事代理士法施行規則（昭和二十六年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第三章中第十六条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十六条の二　法第二十二条第一項の規定による公衆の閲覧は、海事代理士のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十六条の三　法第二十二条第一項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　海事代理士が常時使用する従業員の数が五人以下である場合

二　海事代理士が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

第三条　自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

第四条の次に次の一条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第四条の二　法第二十七条第三項の規定による公衆の閲覧は、交付代行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第四条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条の五を第十一条の七とし、第十一条の二から第十一条の四までを二条ずつ繰り下げ、第十一条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十一条の二　法第八条第四項の規定による公衆の閲覧は、内航運送をする内航海運業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十一条の三　法第八条第四項に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　内航運送をする内航海運業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　内航運送をする内航海運業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（航空法施行規則の一部改正）

第五条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

第七十八条の見出し中「告示」を「告示等」に改め、同条第一項中「告示し、及び」を「告示し及び公衆の閲覧に供し並びに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第第三十八条第三項の規定による公衆の閲覧は、国土交通省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第八十一条の十五の次に次の一条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第八十一条の十六　法第四十条（法第四十三条第二項、法第五十五条の二第三項及び法第五十六条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定による公衆の閲覧は、国土交通省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第八十七条の見出し中「告示」を「告示等」に改め、同条第一項中「告示し、及び」を「告示し及び公衆の閲覧に供し並びに」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2　法第四十三条第二項において準用する法第三十八条第三項の規定による公衆の閲覧は、国土交通省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第九十六条の三の見出し中「告示」を「告示等」に改め、同条中「告示し、及び」を「告示し及び公衆の閲覧に供し並びに」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第五十六条の二第二項において準用する法第三十八条第三項の規定による公衆の閲覧は、国土交通省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第二百七条の次に次の一条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二百十八条の二　法第百七条の規定による公衆の閲覧は、本邦航空運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（土地区画整理法施行規則の一部改正）

第六条　土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）の一部を次のように改正する。

第十九条の次に次の二条を加える。

（電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法）

第十九条の二　法第七十七条第五項（法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。第三項において同じ。）の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告は、施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

２　前項の規定による公告を行うに当たつては、個人又は法人その他の団体に関する情報の保護に留意しなければならない。

３　法第七十七条第五項の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告は、同条第六項の規定により市町村長が行う公告のあつた日から十日間しなければならない。

（公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない場合）

第十九条の三　法第七十七条第五項ただし書（法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合（施行者が個人施行者、組合又は区画整理会社である場合に限る。）とする。

一　施行地区の面積が二ヘクタール未満である場合

二　施行者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（道路整備特別措置法施行規則の一部改正）

第七条　道路整備特別措置法施行規則（昭和三十一年建設省令第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条の二を第四条の三とし、第四条の次に次の一条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第四条の二　法第七条の規定による公衆の閲覧は、会社のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第十三条第三項を次のように改める。

３　法第二十四条第四項の規定による公衆の閲覧は、会社等にあつては会社等の、有料道路管理者にあつては有料道路管理者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（倉庫業法施行規則の一部改正）

第八条　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

第七条の見出しを「（料金等の掲示等）」に改め、同条中「倉庫業者は、」を「法第九条の規定により倉庫業者は」に、「掲示しておかなければ」を「掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第七条の二　法第九条の規定による公衆の閲覧は、倉庫業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第七条の三　法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　倉庫業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　倉庫業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（港湾運送事業法施行規則の一部改正）

第九条　港湾運送事業法施行規則（昭和三十四年運輸省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

第十条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十条の二　法第十二条（法第二十二条の四において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公衆の閲覧は、港湾運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十条の三　法第十二条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　港湾運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　港湾運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（住宅地区改良法施行規則の一部改正）

第十条　住宅地区改良法施行規則（昭和三十五年建設省令第十号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第一項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に、「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に、「あつた後すみやかに行い、すくなくとも」を「あった後速やかに行い、少なくとも」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法第四条第五項の規定による公衆の閲覧は、同条第二項の申出をした者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第十三条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条第一項中「次項」の下に「及び第三項」を、「掲示」の下に「及び公衆の閲覧」を加え、同条第二項中「掲示」の下に「及び公衆の閲覧」を加え、同条に次の一項を加える。

３　法第八条第二項の規定による公衆の閲覧は、施行者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（新都市基盤整備法施行規則の一部改正）

第十一条　新都市基盤整備法施行規則（昭和五十年建設省令第四号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の次に次の一条を加える。

（電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法）

第二十七条の二　法第二十九条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告については、土地区画整理法施行規則（昭和三十年建設省令第五号）第十九条の二の規定を準用する。

（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則の一部改正）

第十二条　大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則（昭和五十年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三十九条の次に次の二条を加える。

（電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告の方法）

第三十九条の二　法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項（法第百一条において準用する土地区画整理法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）の規定による電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行う公告については、土地区画整理法施行規則第十九条の二の規定を準用する。

（公告を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信により行うことを要しない場合）

第三十九条の三　法第七十一条において準用する土地区画整理法第七十七条第五項ただし書（法第百一条において準用する土地区画整理法第百三十三条第二項において準用する場合を含む。）に規定する国土交通省令で定める場合については、土地区画整理法施行規則第十九条の三の規定を準用する。この場合において、同条中「、組合又は区画整理会社」とあるのは「又は組合」と読み替えるものとする。

（貨物利用運送事業法施行規則の一部改正）

第十三条　貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十三条の見出しを「（掲示事項等）」に改め、同条中「法第十八条第三項において準用する場合を含む。」を「法第十八条第三項及び法第四十四条第三項（法第四十九条の三において準用する場合を含む。次条及び第十三条の三において同じ。）この場合において、本条から第十三条の三までの規定中「第一種貨物利用運送事業」とあるのは「第二種貨物利用運送事業」と読み替えるものとする。）において準用する場合を含む。次条及び第十三条の三において同じ。」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十三条の二　法第九条の規定による公衆の閲覧は、第一種貨物利用運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十三条の三　法第九条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　第一種貨物利用運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　第一種貨物利用運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

第二十五条の見出しを「（掲示事項等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第二十五条の二　法第二十七条（法第三十四条第二項において準用する場合を含む。次条において同じ。）の規定による公衆の閲覧は、第二種貨物利用運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第二十五条の三　法第二十七条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　第二種貨物利用運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　第二種貨物利用運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（貨物自動車運送事業法施行規則の一部改正）

第十四条　貨物自動車運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

第九条を削り、第十条を第九条とし、第十一条を第十条とし、第十二条を第十一条とする。

第十三条の見出しを「（掲示事項等）」に改め、同条中「掲示しなければ」を「掲示するとともに、公衆の閲覧に供しなければ」に改め、同条を第十二条とし、同条の次に次の二条を加える。

（公衆の閲覧の方法）

第十三条　法第十一条の規定による公衆の閲覧は、一般貨物自動車運送事業者のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（公衆の閲覧に供することを要しない場合）

第十三条の二　法第十一条に規定する国土交通省令で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一　一般貨物自動車運送事業に常時使用する従業員の数が二十人以下である場合

二　一般貨物自動車運送事業者が自ら管理するウェブサイトを有していない場合

（建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令の一部改正）

第十五条　建築基準法に基づく指定建築基準適合判定資格者検定機関等に関する省令（平成十一年建設省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第二十七条の見出しを「（掲示等の記載事項等）」に改め、同条第二項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十七条の二十八の規定による公衆の閲覧は、指定確認検査機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第三十一条の九の二の見出しを「（掲示等の記載事項等）」に改め、同条第二項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に改め、同条に次の一項を加える。

3　法第七十七条の三十五の十三の規定による公衆の閲覧は、指定構造計算適合性判定機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

別記第九号様式を次のように改める。

第九号様式（第二十七条関係）

指定確認検査機関票

この標識は、指定確認検査機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。

指定の番号	国土交通大臣 地方整備局長（　）第　　号 知事
指定の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
機関の名称	
主たる事務所の住所	電話番号　（　）
代表者氏名	
業務区域	
指定の区分	
取り扱う建築物等	
実施する業務の態様	

備考　1　「取り扱う建築物等」の欄には、当該指定確認検査機関が、指定区分のうち、確認検査の業務の範囲として確認検査の業務の対象とする建築物等として確認検査業務規程において定めるものを記載すること。

2　「実施する業務の態様」の欄には、建築確認又は完了検査若しくは中間検査の別を記載すること。

3　標識を事務所において公衆に見やすいように掲示する場合における当該標識の大きさは、縦45cm以上、横35cm以上とすること。

別記第十号の六の二様式を次のように改める。

第十号の六の二様式（第三十一条の九の二関係）

指定構造計算適合性判定機関票 この標識は、指定構造計算適合性判定機関としての指定の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
指定の番号	国土交通大臣 地方整備局長　（　）第　　号 知事
指定の有効期限	年　月　日から　年　月　日まで
機関の名称	
主たる事務所の住所	電話番号　（　）
代表者氏名	
業務区域	
委任都道府県知事	
取り扱う建築物	

備考　１　「委任都道府県知事」の欄には、建築基準法第18条の２第１項の規定により構造計算適合性判定を行わせることとした都道府県知事名を○○県知事等と記載すること。

２　「取り扱う建築物」の欄には、当該指定構造計算適合性判定機関が、構造計算適合性判定の業務の対象とする建築物として構造計算適合性判定業務規程において定めるものを記載すること。

３　標識を事務所において公衆に見やすいように掲示する場合における当該標識の大きさは、縦45cm以上、横35cm以上とすること。

（住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第十六条　住宅の品質確保の促進等に関する法律施行規則（平成十二年建設省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第十七条の見出しを「（掲示等の記載事項等）」に改め、同条第二項中「掲示」を「掲示及び公衆の閲覧」に改め、同条に次の一項を加える。

３　法第十七条の規定による公衆の閲覧は、登録住宅性能評価機関のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

第百二条の見出し中「掲示」を「掲示等」に改め、同条中「その」を「当該機関の」に、「掲示しなければ」を「掲示するとともに、当該機関のウェブサイトに掲載して公衆の閲覧に供しなければ」に改める。

別記第二十三号様式を次のように改める。

第二十三号様式（第十七条関係）

機関票（１）（確認の業務を行う場合）

確認の業務を行う場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号　（　）
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	
確認を行う住宅の種類	
確認を行う区域	

機関票（２）（確認の業務を行わない場合）

確認の業務を行わない場合における登録住宅性能評価機関票 この標識は、登録住宅性能評価機関としての登録の主要な内容と、業務の内容を表示しています。	
登録の区分	
登録番号	第　　号
登録の有効期間	年　月　日から　年　月　日まで
氏名又は名称	
代表者の氏名	
主たる事務所の所在地	電話番号　（　）
実施する住宅性能評価の種類	
住宅性能評価を行う住宅の種類	
住宅性能評価を行う区域	

備考　１　確認を行う機関にあっては機関票１を、確認を行わない機関にあっては機関票２を掲示してください。

２　確認の業務とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第６条の２第３項又は第４項の規定による確認をいいます。

３　標識を事務所ごとに公衆の見やすい場所に掲示する場合における当該標識の大きさは、機関票１にあっては縦50cm以上、横40cm以上とし、機関票２にあっては縦45cm以上、横40cm以上としてください。

附　則

（施行期日）

1　この省令は、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。

（経過措置）

2　第六条の規定による改正後の土地区画整理法施行規則第十九条の二第三項（第十一条の規定による改正後の新都市基盤整備法施行規則第二十七条の二及び第十二条の規定による改正後の大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法施行規則第三十九条の二において準用する場合を含む。）の規定は、土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第七十七条第六項（同法第百三十三条第二項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号。以下この項において「大都市法」という。）第百一条において準用する場合を含む。）、新都市基盤整備法（昭和四十七年法律第八十六号）第二十九条及び大都市法第七十一条において準用する場合を含む。）の規定により市町村長が行う公告のあった日がこの省令の施行の日前である場合には、適用しない。

3　第十条の規定による改正後の住宅地区改良法施行規則第三条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に住宅地区改良法（昭和三十五年法律第八十四号）第四条第四項の規定による告示があった場合について適用し、同日前に当該告示があった場合については、なお従前の例による。

4　第十条の規定による改正後の住宅地区改良法施行規則第十三条第二項の規定は、この省令の施行の日以後に住宅地区改良法第八条第一項の規定による告示があった場合について適用し、同日前に当該告示があった場合については、なお従前の例による。

5　この省令の施行の際現にある第十五条の規定による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

○国土交通省令第三号

海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）及び海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和五年政令第三百三十四号）の施行に伴い、並びに同法附則第三条第五項、関係法律並びに船舶職員及び小型船舶操縦者法施行令（昭和五十八年政令第十三号）第十三条第一項第一号及び同項第二号ロ(1)の規定に基づき、並びに海上運送法等の一部を改正する法律及び関係法律を実施するため、海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

令和六年一月十九日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上運送法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令

（海上運送法施行規則の一部改正）

第一条　海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（安全管理規程の内容） **第七条の二**　一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。 一　（略） 二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項 イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項 ロ　（略） ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項 ニ・ホ　（略） 三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項 イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項 ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項 (1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項	（安全管理規程の内容） **第七条の二**　一般旅客定期航路事業者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。以下この条から第七条の二の三までにおいて同じ。）の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。 一　（略） 二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項 イ　組織体制に関する事項 ロ　（略） ハ　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項 ニ・ホ　（略） 三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項 イ　情報の伝達及び共有に関する事項 ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項 (1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項
(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
(4)～(6)　（略）
(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
(10)　（略）
ハ～ホ　（略）
ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）
チ　（略）
四・五　（略）

（運航管理者の要件）

第七条の二の三　一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。
イ・ロ　（略）
ハ　総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用する一般旅客定期航路事業者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。
ニ　（略）
二・三　（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の四　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　（略）

（旅客名簿の作成等）

第十二条　旅客名簿には、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　氏名
二　年齢、生年月日又は大人、子供及び幼児の区分

(2)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項
(3)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
(4)～(6)　（略）
（新設）
(7)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
（新設）
(8)　（略）
ハ～ホ　（略）
ヘ　教育及び研修に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
チ　（略）
四・五　（略）

（運航管理者の要件）

第七条の二の三　一般旅客定期航路事業者の選任する運航管理者の要件は、次のいずれにも該当することとする。

一　次のいずれかに該当すること。
イ・ロ　（略）
ハ　総トン数百トン未満の旅客船一隻のみを使用して一般旅客定期航路事業を営む者が選任する運航管理者にあつては、当該旅客船に船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）の規定により船長として乗り組むことができる資格を有する者であること。
ニ　（略）
二・三　（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第七条の四　法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（対外旅客定期航路事業を営む者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

2　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　（略）

第十二条　削除

三　性別

四　次に掲げる旅客の区分に応じ、それぞれ次に掲げる事項

イ　ロ及びハに掲げる旅客以外の旅客　住所又は住民票に記載されている市区町村名

ロ　外航船舶の旅客（ハに掲げる旅客を除く。）　住所若しくは住民票に記載されている市区町村名又は国籍及び旅券番号

ハ　日本国内に住所を有しない外国人である旅客　国籍及び旅券番号

五　乗船の日時及び港並びに下船の港

六　事故、災害その他の非常の場合における介助等の支援の要否

2　旅客名簿は、その航海が終了した日から一年間保存しなければならない。

（法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）

第十二条の二　法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該船舶が平水区域（船舶安全法施行規則（昭和三十八年運輸省令第四十一号）第一条第六項に規定する平水区域をいう。第二十三条の二及び第二十三条の四の五において同じ。）のみを航行するとき。

二　当該船舶が平水区域を超えて沿海区域（船舶安全法施行規則第一条第七項に規定する沿海区域をいう。第二十三条の二第二号及び第二十三条の四の五第二号において同じ。）のみを航行するとき（対外旅客定期航路事業の場合を除く。）。

三　当該船舶が離島航路（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行するとき。

（事業の休止等の届出）

第十五条　法第十六条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）

第十五条の二　法第十六条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一　当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を営むものと国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

二　一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は所轄地方運輸局長が認める場合

（輸送の安全にかかわる情報の公表）

第十九条の二　法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一　（略）

（新設）

（事業の休止等の届出）

第十五条　法第十五条第一項又は第二項の規定により一般旅客定期航路事業の休止又は廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した一般旅客定期航路事業休止（廃止）届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（利用者の利便を阻害しないと認められる場合）

第十五条の二　法第十五条第二項の利用者の利便を阻害しないと認められる場合は、次のとおりとする。

一　当該指定区間において他の一般旅客定期航路事業者が法第四条第六号の基準に適合して当該事業を経営するものと国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合

二　一般旅客定期航路事業以外の人の運送をする船舶運航事業又は他の交通機関により利用者の利便の確保が可能であると国土交通大臣又は当該指定区間に含まれる地域を管轄する地方運輸局長が認める場合

（輸送の安全にかかわる情報の公表）

第十九条の二　法第十九条の二の二の国土交通省令で定める輸送の安全にかかわる情報は、次のとおりとする。

一　（略）

二　法第十七条又は第十九条第二項の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）に係る事項

三　（略）

２　（略）

第十九条の二の二　一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一　輸送の安全に関する基本的な方針

二　輸送の安全に関する重点施策及びその達成状況

三　安全管理規程

四　安全統括管理者に係る情報（氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く。）

五　運航管理者に係る情報（氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができる情報を除く。）

２　一般旅客定期航路事業者は、毎事業年度の経過後百日以内に、次に掲げる事項について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。この場合において、一般旅客定期航路事業者は、遅滞なく、その内容を所轄地方運輸局長に報告しなければならない。

一　事業の用に供する船舶ごとの救命設備及び通信設備の搭載の状況その他の事業の用に供する船舶に係る情報

二　事業の用に供する船舶の事故に係る情報

３　一般旅客定期航路事業者は、前二項に規定する事項のほか、法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項の規定による命令を受けたときは当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容を、遅滞なく、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（準用規定）

第二十一条の五　第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする内航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」とあるのは「当該船舶」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

二　法第十九条第二項の規定による命令に係る事項

三　（略）

２　（略）

第十九条の二の二　一般旅客定期航路事業者は、その業務の実施に当たり、次に掲げる事項をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

一　輸送の安全を確保するための事業の運営の基本的な方針

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する基本的な事項

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する基本的な事項

（新設）

（新設）

（新設）

２　一般旅客定期航路事業者は、前項に掲げる事項のほか、法第十九条第二項の規定による命令を受けたときは、遅滞なく、当該命令の内容並びに当該命令に基づき講じた措置及び講じようとする措置の内容をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

（準用規定）

第二十一条の五　第七条の二から第七条の四まで、第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十条の三、第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする内航貨物定期航路事業の安全管理規程の内容、安全統括管理者及び運航管理者の要件、安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出並びに輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。この場合において、第七条の二の三第一号イ中「旅客船」とあるのは「船舶」と、同号ロ中「規模の旅客定期航路事業」とあるのは「規模の人の運送をする内航貨物定期航路事業」と、同号ハ中「総トン数百トン未満の旅客船」とあるのは「船舶」と、「当該旅客船」と読み替えるものとする。

（旅客名簿の写しの交付）

第二十一条の十七の二　法第十九条の四第五項の規定による旅客名簿の写しの交付は、対外旅客定期航路事業の用に供する船舶の発航前までに行わなければならない。

（事業廃止の届出）

第二十一条の十八　法第十九条の四第六項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

（安全管理規程の内容）

第二十一条の十九　対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4)～(6)　（略）

(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10)・(11)　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項

（新設）

（事業廃止の届出）

第二十一条の十八　法第十九条の四第五項の規定により対外旅客定期航路事業の廃止の届出をしようとする者又は法第十九条の五第二項の規定により外航貨物定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した外航定期航路事業廃止届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

（安全管理規程の内容）

第二十一条の十九　対外旅客定期航路事業又は人の運送をする外航貨物定期航路事業（以下この条から第二十一条の十九の三までにおいて「対外旅客定期航路事業等」という。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　情報の伝達及び共有に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4)～(6)　（略）

（新設）

(7)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

（新設）

(8)・(9)　（略）

ハ～ホ　（略）

ヘ　教育及び研修に関する事項

ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）

チ　（略）

四・五　（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第二十一条の二十一　法第十九条の三第五項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

２　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　（略）

（準用規定）

第二十一条の二十三　第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航貨物定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

２　（略）

（安全管理規程の内容）

第二十二条の二　人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項

チ　（略）

四・五　（略）

（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）

第二十一条の二十一　法第十九条の三第五項（法第十九条の三第三項並びに第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する場合を含む。）の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（本邦の港と本邦以外の地域の港との間又は本邦以外の地域の各港間に航路を定めて行う定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。

一～四　（略）

２　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。

一・二　（略）

（準用規定）

第二十一条の二十三　第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第十九条の六の三第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする外航貨物定期航路事業の輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。

２　（略）

（安全管理規程の内容）

第二十二条の二　人の運送をする内航不定期航路事業（旅客不定期航路事業を除く。以下同じ。）を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を所轄地方運輸局長、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項
ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項
(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項
(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項
(4)～(6)　（略）
(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項
(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項
(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項
(10)　（略）
ハ～ホ　（略）
ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）
チ　（略）
四・五　（略）

（法第二十条の二第五項において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）
第二十三条の二　法第二十条の二第五項において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。
一　当該船舶が平水区域のみを航行するとき。
二　当該船舶が本邦の各港間を航行し、かつ、平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき（当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る。）。

（準用規定）
第二十三条の三　第七条の三、第七条の四、第十九条の二、第十九条の二の二及び第二十一条の四の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業について準用する。この場合において、第七条の三、第七条の四及び第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項
イ　情報の伝達及び共有に関する事項
ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項
(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項
(2)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項
(3)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項
(4)～(6)　（略）
（新設）
(7)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項
（新設）
(8)　（略）
ハ～ホ　（略）
ヘ　教育及び研修に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
チ　（略）
四・五　（略）

（新設）

（準用規定）
第二十三条の二　第七条の三、第七条の四、第十九条の二、第十九条の二の二及び第二十一条の四の規定は、法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三及び第十九条の六の二の規定による人の運送をする内航不定期航路事業の安全管理規程の設定又は変更の届出、安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出、輸送の安全にかかわる情報の公表並びに運賃及び料金等の公示について準用する。この場合において、第七条の三及び第七条の四中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる営業所の所在地を管轄する地方運輸局長」と読み替えるものとする。

２　第十二条（第一項第四号ロを除く。）の規定は、人の運送をする内航不定期航路事業（特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をするもの以外のものに限る。）を営む者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「ロ及びハ」とあるのは、「ハ」と読み替えるものとする。

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の四　法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一・二　（略）

三　当該事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

四　（略）

２　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該申請が法第二十一条第五項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明

ロ　創業に必要な資金の総額、内訳及び調達方法を明示した資金計画（旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、第三号の書類をもつて代えることができる。）

ハ　法第二十一条の五において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十一条の五において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二　旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第五項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書並びに最近一年間の損益計算書及び貸借対照表

四　法第二十一条第一項第二号に掲げる旅客不定期航路事業（第二十三条の四の三第二項において「第二号旅客不定期航路事業」という。）にあつては、安全人材確保計画

（法第二十一条第四項第五号の国土交通省令で定める事項）

第二十三条の四の二　法第二十一条第四項第五号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標

二　法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を受けようとする者（次条において「第二号許可更新申請者」という。）に係る安全人材確保計画にあつては、当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可の更新を含む。）の申請の際に提出した安全人材確保計画に係る次に掲げる事項

イ　安全人材の確保の目標の達成状況

（新設）

（旅客不定期航路事業の許可申請）

第二十三条の三　法第二十一条第一項の規定により旅客不定期航路事業の許可を受けようとする者（以下この条において「旅客不定期航路事業許可申請者」という。）は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業許可申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一・二　（略）

（新設）

三　（略）

２　前項の旅客不定期航路事業許可申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の旅客不定期航路事業について旅客不定期航路事業許可申請書を提出する場合には、第二号及び第三号の書類は、そのうち一の旅客不定期航路事業についての旅客不定期航路事業許可申請書に添付すれば足りるものとする。

一　次に掲げる事項を記載した書類

イ　当該申請が法第二十一条第二項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明

（新設）

ロ　法第二十三条において準用する法第十条の三第一項の規定により届出をしようとする安全管理規程の概要並びに法第二十三条において準用する法第十条の三第四項の規定により安全統括管理者及び運航管理者に選任しようとする者の略歴

二　旅客不定期航路事業許可申請者が法第二十一条第二項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　旅客不定期航路事業許可申請者が法人である場合は、その定款及び登記事項証明書

（新設）

ロ　安全人材の養成その他の安全人材を確保するための取組の状況
ハ　輸送の安全を確保するための従業者に対する教育訓練の実施状況
ニ　輸送の安全を確保するための従業者の確保の目標の達成状況

（許可の更新）

第二十三条の四の三　第二号許可更新申請者は、第二十三条の四第一項各号に掲げる事項を記載した第二号許可更新申請書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

2　前項の第二号許可更新申請書には、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一所轄地方運輸局長に二以上の第二号旅客不定期航路事業について第二号許可更新申請書を提出する場合には、第二号の書類は、そのうち一の第二号旅客不定期航路事業についての第二号許可更新申請書に添付すれば足りるものとする。

一　当該申請が法第二十一条の三第六項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明を記載した書類

二　第二号許可更新申請者が法第二十一条の三第六項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

三　安全人材確保計画

（事業の廃止の届出）

第二十三条の四の四　法第二十一条の四の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

（法第二十一条の五において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合）

第二十三条の四の五　法第二十一条の五において準用する法第十五条ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一　当該船舶が平水区域のみを航行するとき。

二　当該船舶が平水区域を超えて沿海区域のみを航行するとき（当該船舶の航行の安全を確保できるものとして国土交通大臣が告示で定める場合に限る。）。

（準用規定）

第二十三条の五　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十二条（第一項第四号ロを除く。）、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可、旅客不定期航路事業及び旅客不定期航路事業者が作成する旅客名簿について準用する。この場合において、同号イ中「ロ及びハ」とあるのは「ハ」と、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

（事業計画の変更の届出）

第二十三条の六　法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一　（略）

（新設）

（事業の廃止の届出）

第二十三条の三の二　法第二十二条の規定により旅客不定期航路事業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅客不定期航路事業廃止届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～三　（略）

（新設）

（準用規定）

第二十三条の四　第二条の二、第二条の三、第四条、第五条から第八条まで、第十六条、第十七条及び第十九条から第十九条の二の二までの規定は、法第二十一条第一項の許可及び旅客不定期航路事業について準用する。この場合において、第十六条中「一般旅客定期航路事業譲渡譲受認可申請書」とあるのは「旅客不定期航路事業譲渡譲受認可申請書」と、第十九条中「相続人一般旅客定期航路事業継続認可申請書」とあるのは「相続人旅客不定期航路事業継続認可申請書」と読み替えるものとする。

（事業計画の変更の届出）

第二十三条の五　法第二十三条において準用する法第十一条第一項ただし書の国土交通省令で定める軽微な事項に係る変更は、次のとおりとする。

一　（略）

二　使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十一条の五において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三・四　（略）

２　法第二十一条の五において準用する法第十一条第三項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

（削る）

（安全管理規程の内容）

第二十三条の十一　人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　営業所の名称、所在場所及び連絡先その他の組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者が輸送の安全の確保に関し責任を有することその他の経営の責任者の責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　事故、災害等の発生の状況に関する情報その他の輸送の安全に関わる情報を国土交通大臣、経営の責任者、安全統括管理者、運航管理者その他の関係者に確実に伝達し、及び共有する方法に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更に関する事項

(2)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達の方法に関する事項

(3)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに輸送の安全に支障が生ずるおそれのある状況において事業の用に供する船舶の運航を中止する場合の対応に関する事項

(4)～(6)　（略）

(7)　従業者について、酒気帯びの有無及び疾病、疲労その他の理由により安全に業務を遂行することができないおそれの有無を確認する方法に関する事項

(8)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備を確実に実施する方法に関する事項

(9)　輸送の安全に支障が生ずるおそれのある船舶その他の輸送施設を使用しない場合の対応に関する事項

(10)・(11)　（略）

二　使用旅客船の総トン数、貨物積載容積、自動車航送に係る自動車積載面積、旅客定員又は航海速力の変更（それぞれの変更後の数値が、法第二十一条第一項の許可を受けた際の事業計画（法第二十三条において準用する法第十一条第一項の認可を受けた事業計画がある場合は、当該事業計画）に記載されたものよりも十パーセント以上増加し、又は減少することとなる場合の変更を除く。）

三・四　（略）

２　法第二十三条において準用する法第十一条第三項の規定により軽微な事項に係る変更の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業計画軽微事項変更届出書を所轄地方運輸局長に提出するものとする。

一～四　（略）

第二十三条の六　削除

（安全管理規程の内容）

第二十三条の十一　人の運送をする外航不定期航路事業を営む者の設定する安全管理規程に定めるべき内容は、次のとおりとする。

一　（略）

二　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制に関する次に掲げる事項

イ　組織体制に関する事項

ロ　（略）

ハ　経営の責任者による輸送の安全の確保に係る責務に関する事項

ニ・ホ　（略）

三　輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法に関する次に掲げる事項

イ　情報の伝達及び共有に関する事項

ロ　船舶の運航の管理に関する次に掲げる事項

(1)　運航計画、配船計画及び配乗計画の作成、改訂及び臨時変更の際における安全性の確認に関する事項

(2)　運航を中止すべき気象及び海象の条件並びに発航中止の指示に関する事項

(3)　気象通報、旅客数その他の船舶の運航の管理のため必要な情報の収集及び伝達に関する事項

(4)～(6)　（略）

（新設）

(7)　船舶その他の輸送施設の点検及び整備に関する事項

（新設）

(8)・(9)　（略）

ハ～ホ　（略）
ヘ　従業者に対しその職務に関し必要な知識及び能力を習得させるための教育及び訓練の実施方法に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項（輸送の安全に係る業務の実施について正確な記録を確保する方法に関する事項を含む。）
チ　（略）
四・五　（略）
（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）
第二十三条の十三　法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、当該選任又は解任の日から十五日以内に、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。
一～四　（略）
２　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
一・二　（略）
（準用規定）
第二十三条の十三の二　第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業について準用する。この場合において、第十九条の二第一項第二号中「法第十七条又は第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、第十九条の二の二第二項中「所轄地方運輸局長」とあるのは「主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣」と、同条第三項中「法第十七条の規定による処分（輸送の安全に係るものに限る。）を受けたときは当該処分の内容並びに当該処分の事由となつた事項の是正のために講じた措置及び講じようとする措置の内容を、法第十九条第二項」とあるのは「法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条第二項」と、「ときは当該命令」とあるのは「ときは、当該命令」と読み替えるものとする。
２　第十二条及び第二十一条の十七の二の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業（旅客船を就航させて行うものに限る。）について準用する。
３　第十二条の規定は、人の運送をする外航不定期航路事業（旅客船以外の船舶を就航させて行うものに限る。）について準用する。
（変更の報告）
第二十八条　一般旅客定期航路事業者、特定旅客定期航路事業の許可を受けた者又は旅客不定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（第二号に掲げる場合（代表権を有しない役員に変更があつた場合に限る。）には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）、変更報告書（第三号様式による。）を所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～三　（略）

ハ～ホ　（略）
ヘ　教育及び研修に関する事項
ト　輸送の安全に係る文書の整備及び管理に関する事項
チ　（略）
四・五　（略）
（安全統括管理者及び運航管理者の選任等の届出）
第二十三条の十三　法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十条の三第五項の規定により安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任の届出をしようとする者（人の運送をする外航不定期航路事業を営む者に限る。）は、次に掲げる事項を記載した安全統括管理者（運航管理者）選任（解任）届出書を主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する地方運輸局長を経由して国土交通大臣に提出するものとする。
一～四　（略）
２　前項の安全統括管理者（運航管理者）選任届出書には、次の各号に掲げる届出書の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる書類を添付するものとする。
一・二　（略）
（準用規定）
第二十三条の十三の二　第十九条の二及び第十九条の二の二の規定は、法第二十条の二第二項及び第三項において準用する法第十九条の二の二及び第十九条の二の三の規定による人の運送をする外航不定期航路事業の輸送の安全にかかわる情報の公表について準用する。
（新設）
（新設）
（変更の報告）
第二十八条　法第三条第一項の規定による許可を受けた一般旅客定期航路事業者、法第十九条の三第一項の規定による許可を受けた特定旅客定期航路事業者又は法第二十一条第一項の規定による許可を受けた旅客不定期航路事業者は、次に掲げる場合には、遅滞なく（第二号に掲げる場合（代表権を有しない役員に変更があつた場合に限る。）には、前年七月一日から六月三十日までの期間に係る変更について毎年七月三十一日までに）、変更報告書（第三号様式による。）を当該許可に係る事業についての所轄地方運輸局長に提出するものとする。
一～三　（略）

２　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第五項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

３　（略）

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九　法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

２　前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一　既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

二　法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　個人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

３　第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十六第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第十四号様式による特例許可申請書

（手数料）

第四十七条　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第十一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

２　（略）

３　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第十二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

４・５　（略）

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項第一号及び第三号から第五号までに掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～五　（略）

２　前項第二号に掲げる場合において提出する報告書には、新たに役員となつた者が法第五条各号（第三号及び第八号を除く。）（法第十九条の三第二項及び法第二十一条第二項において準用する場合を含む。）のいずれにも該当しないことを誓約する書面を添付するものとする。

３　（略）

（先進船舶導入等計画の認定の申請）

第四十二条の九　法第三十九条の十一第一項の規定により先進船舶導入等計画の認定を申請しようとする者は、第十四号様式による申請書の正本及び副本を国土交通大臣に提出するものとする。

２　前項の申請書の正本及び副本には、次に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

一　既存の法人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

二　法人を設立しようとする者にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

三　個人にあつては、次に掲げる書類

イ・ロ　（略）

３　第一項の場合において、法第三十九条の十二及び第三十九条の十三のうち次の表の上欄に掲げる規定に係る部分の規定の適用を受けようとするときは、前二項に規定する書類のほか、同表の下欄に掲げる書類をそれぞれ添付するものとする。

（略）	（略）
船舶職員及び小型船舶操縦者法第二十条第一項又は第二十三条の三十二第一項の許可	船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第十四号様式による特例許可申請書

（手数料）

第四十七条　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第一号に規定する者にあつては別表第一に定める額とする。

２　（略）

３　法第四十五条の三の国土交通省令で定める額は、同条第二号に規定する者にあつては千三百五十円とする。

４・５　（略）

（職権の委任）

第四十八条　海上運送法施行令（次条において「令」という。）第四条第一項各号に掲げる職権（同条第三項に規定する職権を除く。）を行う地方運輸局長は、次のとおりとする。

一～五　（略）

第一号様式（第２条、第19条の２の３、第20条、第22条、第23条の４、第42条の２関係）

使　用　船　舶　明　細　書

船名					
船舶の種類					
船質					
進水年月					
船舶所有者					
総トン数					
貨物積載容積					
自動車航送に係る自動車積載面積					
旅客定員					
主機の種類					
連続最大出力					
航海速力					

（注）　１　予備船の船名は、括弧書きとすること。

２　自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、３、30から39まで、300から399まで、30Ａから39Ｚまで、３Ａ０から３Ｚ９まで、３ＡＡから３ＺＺまで、４、40から49まで、400から499まで、40Ａから49Ｚまで、４Ａ０から４Ｚ９まで、４ＡＡから４ＺＺまで、５、50から59まで、500から599まで、50Ａから59Ｚまで、５Ａ０から５Ｚ９まで、５ＡＡから５ＺＺまで、６、60から69まで、600から699まで、60Ａから69Ｚまで、６Ａ０から６Ｚ９まで、６ＡＡから６ＺＺまで、７、70から79まで、700から799まで、70Ａから79Ｚまで、７Ａ０から７Ｚ９まで及び７ＡＡから７ＺＺまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。

第一号様式（第２条、第19条の２の３、第20条、第22条、第23条の３、第42条の２関係）

使　用　船　舶　明　細　書

船名					
船舶の種類					
船質					
進水年月					
船舶所有者					
総トン数					
貨物積載容積					
自動車航送に係る自動車積載面積					
旅客定員					
主機の種類					
連続最大出力					
航海速力					

（注）　１　予備船の船名は、括弧書きとすること。

２　自動車航送に係る自動車積載面積の欄には、自動車登録規則（昭和四十五年運輸省令第七号）別表第二にいう自動車登録番号中の自動車の種別及び用途による分類番号が、３、30から39まで、300から399まで、30Ａから39Ｚまで、３Ａ０から３Ｚ９まで、３ＡＡから３ＺＺまで、４、40から49まで、400から499まで、40Ａから49Ｚまで、４Ａ０から４Ｚ９まで、４ＡＡから４ＺＺまで、５、50から59まで、500から599まで、50Ａから59Ｚまで、５Ａ０から５Ｚ９まで、５ＡＡから５ＺＺまで、６、60から69まで、600から699まで、60Ａから69Ｚまで、６Ａ０から６Ｚ９まで、６ＡＡから６ＺＺまで、７、70から79まで、700から799まで、70Ａから79Ｚまで、７Ａ０から７Ｚ９まで及び７ＡＡから７ＺＺまでの自動車の航送のみに係る自動車積載面積を括弧書きで再掲すること。

（船員法施行規則の一部改正）

第二条　船員法施行規則（昭和二十二年運輸省令第二十三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げているもののように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
第十二条　削除	（旅客名簿） **第十二条**　旅客名簿は、船名及び旅客に関する次に掲げる事項を記載したものでなければならない。 一　氏名、年令（年令区分（少なくとも大人、子供及び幼児の区分が判別できるように記載されたものをいう。）をもつて足りる。）、性別及び住所（住民票に記載されている市区町村名をもつて足りる。） 二　乗船の年月日及び港並びに下船の年月日及び港 三　海難その他非常の場合における介助等の支援の要否 ②　前項の旅客名簿は、旅客に記載させる場合にあつては、その記載が簡易なものであり、かつ、同項各号に掲げる事項以外の記載事項がある場合にあつては、旅客の個人情報の保護に留意されたものでなければならない。 ③　次に掲げる船舶にあつては、旅客名簿を備え置くことを要しない。 一　旅客船以外の船舶 二　沿海区域のみを航行する船舶 三　離島航路（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二条第一項に規定する離島航路のうち当該航路の航海距離、本邦の海岸からの距離その他の事情を勘案して国土交通大臣が告示で定める航路を除く。）を航行する船舶 四　国内各港間を航海する船舶であつて、当該船舶に関し、次に掲げる措置が講じられているもの イ　当該船舶の運航管理の事務を行う事務所に第一項各号に掲げる事項を記載した書類が備え置かれていること。 ロ　イの事務所と有効に交信できる通信設備が設置されていること。 ハ　イの事務所に、必要な場合に直ちに第一項各号に掲げる事項を連絡するための当直体制がとられていること。
（積荷に関する書類） **第十三条**　法第十八条第一項第四号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。 ②　（略）	（積荷に関する書類） **第十三条**　法第十八条第一項第五号の積荷に関する書類は、積荷目録とする。 ②　（略）
（船員等の申告） **第七十四条**　（略）	（船員の申告） **第七十四条**　（略）
（国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶） **第七十八条の二の二**　法第百十八条の四の国土交通省令で定める旅客の輸送の用に供する総トン数二十トン未満の船舶は、人の運送をする船舶運航事業（海上運送法第二条第二項に規定する船舶運航事業をいう。）の用に供する総トン数二十トン未満の船舶（次条及び第七十八条の二の二の四において「旅客事業用小型船舶」という。）とする。	（新設）

（船舶所有者による旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する教育訓練）

第七十八条の二の二の三　船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員（当該旅客事業用小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。）を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。

一　船長	1　その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第一号職務」という。）に従事するとき。 2　その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。 3　その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において初めて第一号職務に従事するとき。 4　その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。 5　その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第一号職務に従事するとき。
二　甲板部の職員又は部員	1　その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という。）に従事するとき（当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 2　その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 3　その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該海域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 4　その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。

（新設）

	5　その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第二号職務に従事するとき。
三　前二号に掲げる者以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者	1　その旅客事業用小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第三号職務」という。）に従事するとき（当該旅客事業用小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。 2　その旅客事業用小型船舶に係る船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該旅客事業用小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき（当該変更後に当該旅客事業用小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。 3　その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において初めて第三号職務に従事するとき（当該海域において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。 4　その旅客事業用小型船舶において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該旅客事業用小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき。 5　その旅客事業用小型船舶の航行する海域（当該海域が二以上ある場合にあつては、それぞれの海域）において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該海域において初めて第三号職務に従事するとき。

②　旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者	1　船舶の航行する海域の特性に関する事項 2　輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項 3　発航前の検査に関する事項 4　見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項 5　旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
二　前項の表の上欄第三号に掲げる者	前号2及び5に掲げる事項

③　船舶所有者は、その旅客事業用小型船舶において船長の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む旅客事業用小型船舶の航行する海域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第一種特定乗組員」という。）について特定教育訓練を実施するときは、当該第一種特定乗組員が当該旅客事業用小型船舶の航行する海域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。

（記録の作成等）

第七十八条の二の二の四　船舶所有者は、旅客事業用小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行つたときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。　（新設）

一　当該特定教育訓練の実施年月日

二　当該特定教育訓練を受けた者の氏名

三　当該特定教育訓練の内容（保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。）

四　前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

（特定小型船舶所有者による特定小型船舶の乗組員等に対する教育訓練）

第七十八条の二の二の五　特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。以下この条及び次条において「乗組員等」という。）を次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合であつて、当該乗組員等がそれぞれ同表の下欄に掲げる場合のいずれかに該当するときは、当該乗組員等について、特定教育訓練を実施しなければならない。　（新設）

船長に相当する者	
一　船長に相当する者	1　その特定小型船舶において初めて上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第一号職務」という。）に従事するとき。 2　その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。 3　その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第一号職務に従事するとき。 4　その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。 5　その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において最後に第一号職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第一号職務に従事するとき。

二　甲板部の職員又は部員に相当する者	1　その特定小型船舶において初めて上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第二号職務」という。）に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 2　その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 3　その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第二号職務に従事するとき（当該水域において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。 4　その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。 5　その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において最後に第一号職務に従事した日又は最後に第二号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき。
三　前二号に掲げる者以外の乗組員であつて輸送の安全の確保に関する業務を行う者	1　その特定小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この項において「第三号職務」という。）に従事するとき（当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。 2　その特定小型船舶に係る特定小型船舶所有者の変更があつたときは、その変更後当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。 3　その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において初めて第三号職務に従事するとき（当該水域において第一号職務又は第二号職務に従事したことがある場合を除く。）。 4　その特定小型船舶において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第三号職務に従事するとき。

	5　その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において最後に第一号職務に従事した日、最後に第二号職務に従事した日又は最後に第三号職務に従事した日のいずれか遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第三号職務に従事するとき。

②　特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練は、次の表の上欄に掲げる乗組員の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる事項を内容とする特定教育訓練であつて、その内容及び方法がそれぞれ国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものでなければならない。

一　前項の表の上欄第一号及び第二号に掲げる者	1　船舶の航行する水域の特性に関する事項 2　輸送の安全の確保のための定めの遵守に関する事項 3　発航前の検査に関する事項 4　見張り、操船その他の船舶の安全な航行に必要な業務に関する事項 5　旅客の招集及び誘導、救命胴衣の着用の支援その他の非常時における旅客の安全の確保に関する事項
二　前項の表の上欄第三号に掲げる者	前号2及び5に掲げる事項

③　特定小型船舶所有者は、その特定小型船舶において船長に相当する者の職務に従事させようとする者（当該者が乗り組む特定小型船舶の航行する水域及び航海の態様を勘案して国土交通大臣が告示で定める者に限る。以下この項において「第二種特定乗組員」という。）について特定教育訓練を実施するときは、当該第二種特定乗組員が当該特定小型船舶の航行する水域の特性に関して十分な知識を有していることその他の国土交通大臣が告示で定める基準に適合していることを確認しなければならない。

（記録の作成等）

第七十八条の二の二の六　特定小型船舶所有者は、特定小型船舶の乗組員等に対する特定教育訓練を行つたときは、次に掲げる事項に関する記録を作成し、当該特定教育訓練を終了した日から三年間これを保存しなければならない。

一　特定教育訓練の実施年月日

二　特定教育訓練を受けた者の氏名

三　当該特定教育訓練の内容（保存する必要があるものとして国土交通大臣が告示で定める内容に限る。）

四　前条第三項の確認をした場合にあつては、その結果

（船内苦情処理手続）

第七十八条の二の三　法第百十八条の六第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

一～六　（略）

第七十八条の二の四　法第百十八条の六第一項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律（法及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）を除く。）及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

（新設）

（船内苦情処理手続）

第七十八条の二の三　法第百十八条の四第一項の船内苦情処理手続は、次に掲げる事項について、船員の苦情が公正かつ適正に処理されるよう定められたものでなければならない。

一～六　（略）

第七十八条の二の四　法第百十八条の四第一項の国土交通省令で定める事項は、労働に関する法律（法及び労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）を除く。）及びこれらに基づく命令に規定する事項並びに船舶の居住設備に関する事項とする。

（権限の委任）

第七十八条の三の二　（略）

②　（略）

③　前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第六十四条の二第四項の規定による助言及び指導、法第九十九条各項の規定による就業規則の変更命令、法第百一条各項の規定による監督命令、法第百二条の規定によるあつせん、法第百五条の規定による船員労務官の任命、法第百十条第一項の規定による交通政策審議会等への諮問、法第百十八条の五第二項から第四項までの規定による監督命令並びに法第百二十条の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

④・⑤　（略）

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正）

第三条　船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（登録海技免許講習事務の実施基準） **第三条の六**　法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　登録海技免許講習事務を管理する者（以下「登録海技免許講習管理者」という。）が、次に掲げる要件に適合していること（登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は海上自衛隊第一術科学校、海上自衛隊第二術科学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構若しくは独立行政法人海技教育機構（以下「学校等」という。）である場合を除く。）。 イ～ニ　（略） 二　（略） 三　第一号イから二までに掲げる要件に適合する者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。 四　登録海技免許講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。以下この号において同じ。）の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。 五　（略） （履歴限定等の解除等） **第四条の二**　前条第一項又は第二項の規定による履歴限定（以下この項及び次条において「履歴限定」という。）を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（第四項及び第百四十三条第四項において「履歴限定の解除等」という。）を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 2～4　（略）	（登録海技免許講習事務の実施基準） **第三条の六**　法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一　次に掲げる要件に適合する者（以下「登録海技免許講習管理者」という。）が、登録海技免許講習事務を管理すること（登録海技免許講習実施機関が、学校教育法第一条の大学、高等専門学校、高等学校若しくは中等教育学校若しくは同法第百二十四条の専修学校であつて船舶の運航若しくは機関の運転に関する学術を教授するもの又は海上自衛隊第一術科学校、海上自衛隊第二術科学校、海上保安大学校、海上保安学校、国立研究開発法人水産研究・教育機構若しくは独立行政法人海技教育機構（以下「学校等」という。）である場合を除く。）。 イ～ニ　（略） 二　（略） 三　第一号の要件を満たす者であつて登録海技免許講習実施機関が選任した者が、登録海技免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。 四　登録海技免許講習管理者及び講師の知識及び能力の維持のため、当該登録海技免許講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。）に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。 五　（略） （履歴限定等の解除等） **第四条の二**　前条第一項又は第二項の規定による履歴限定を受けた者であつて、その履歴限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（以下「履歴限定の解除等」という。）を申請するものは、第三号様式による海技免許限定解除（変更）申請書に、第三条第一項第二号又は第三号に規定する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。 2～4　（略）

（権限の委任）

第七十八条の三の二　（略）

②　（略）

③　前二項の規定により地方運輸局長に委任された権限のほか、法第六十四条の二第四項の規定による助言及び指導、法第九十九条各項の規定による就業規則の変更命令、法第百一条各項の規定による監督命令、法第百二条の規定によるあつせん、法第百五条の規定による船員労務官の任命、法第百十条第一項の規定による交通政策審議会等への諮問並びに法第百二十条の三各項の規定による外国船舶の監督は、地方運輸局長も行うことができる。

④・⑤　（略）

（海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴）

第九条の三　法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。

一　（略）

二　海技士（機関）の資格の海技士　総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（一号職務）を除く。）又は令第十三条第一項第一号の機関長

三　（略）

２　第二十八条及び第三十条の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは、「第九条の三第一項に定める履歴」と読み替えるものとする。

（操縦免許の申請）

第六十六条　操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第四号に掲げる書類を提出することを要しない。

一　（略）

二　特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うものの課程を修了したことを証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

三　その者の有する乗船履歴を証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

四・五　（略）

六　第六十九条第二号の限定（以下「特定漁船能力限定」という。）がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

（履歴限定）

第六十八条の二　法第二十三条の三第三項の規定による履歴限定（第七十条第一項及び第四項、第七十一条第一号並びに第百四十四条第四項において「履歴限定」という。）は、一級小型船舶操縦士又は二級小型船舶操縦士の資格に係る特定操縦免許につき、当該特定操縦免許を受ける者の乗船履歴（総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）に乗り組んだ履歴に限る。）が一年に満たない場合において、当該者が小型船舶操縦者として乗船する事業用小型船舶の航行する区域を平水区域に限定することにより行う。

（準用）

第六十八条の三　第二十八条、第二十九条（第二号を除く。）、第三十条及び第三十二条の規定は、第六十六条第三号及び前条の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「の船舶」とあるのは「の総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶」とあるのは「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、第二十九条第三号中「主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）」とあるのは「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。

（海技免状の有効期間の更新のための乗船履歴）

第九条の三　法第七条の二第三項第一号の国土交通省令で定める乗船履歴は、次の各号に掲げる海技士の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める船舶職員として、受有する海技免状の有効期間が満了する日以前五年以内に一年以上乗り組んだ履歴又は第九条の五第一項若しくは第九条の五の三第一項から第三項までの規定により海技免状の有効期間の更新の申請をする日以前六月以内に三月以上乗り組んだ履歴とする。

一　（略）

二　海技士（機関）の資格の海技士　総トン数二十トン以上の船舶の機関長、機関士若しくは運航士（運航士（一号職務）を除く。）又は令第十一条第一項に定める機関長

三　（略）

２　第二十八条及び第三十条の規定は、前項の乗船履歴について準用する。この場合において、第二十八条中「別表第五又は別表第六の乗船履歴中船舶の欄に定める船舶に乗り組んだもの」とあるのは、「第九条の三第一項に定める履歴」と読み替えるものとする。

（操縦免許の申請）

第六十六条　操縦免許を申請する者は、第十八号様式による操縦免許申請書に次に掲げる書類を添えて、最寄りの地方運輸局等のうち国土交通大臣が指定するものを経由して国土交通大臣に提出しなければならない。ただし、平成十五年六月一日以降に交付された操縦免許証を受有する小型船舶操縦士は、第三号に掲げる書類を提出することを要しない。

一　（略）

二　小型旅客安全講習課程を修了したことを証明する書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）

（新設）

三・四　（略）

五　第六十九条第二号の規定による限定がされていない操縦免許を申請する者にあつては、第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類

（新設）

（特定操縦免許講習事務の実施基準）

第六十八条の四　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一　十五歳以上の者について講習を行うものであること。

二　特定操縦免許講習事務を管理する者（第四号及び次条において「特定操縦免許講習管理者」という。）が、次に掲げる要件に適合していること（登録特定操縦免許講習機関が学校等である場合を除く。）。

イ　二十五歳以上の者であること。

ロ　過去二年間に特定操縦免許講習事務に関し不正な行為を行つた者又は法若しくは法に基づく命令に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、若しくは執行を受けることがなくなつた日から二年を経過していない者でないこと。

ハ　特定操縦免許講習事務を適正に管理できると認められる者であること。

ニ　特定操縦免許講習について必要な知識及び経験を有する者であること。

三　告示で定める必要履修科目の講習時間等の講習の内容及び講習の方法が、それぞれ告示で定める基準に適合するものであること。

四　特定操縦免許講習管理者及び講師（学校等の教員を除く。以下この号において同じ。）の知識及び能力の維持のため、当該特定操縦免許講習管理者及び講師に対し、告示で定める基準に適合する研修を受講させること。

五　第二号イからニまでに掲げる要件に適合する者であつて、登録特定操縦免許講習機関が選任した者が、特定操縦免許講習が適切に行われていることを定期的に確認すること。

六　告示で定める基準に適合する教科書を使用するものであること。

七　告示で定める安全対策が講じられていること。

（準用）

第六十八条の五　第三条の三（第一項第三号を除く。）から第三条の五まで及び第三条の七から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の二十五の登録及びその更新、特定操縦免許講習、特定操縦免許講習事務、特定操縦免許講習事務規程並びに登録特定操縦免許講習機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定により法第四条第二項の登録	法第二十三条の二十五の登録及びその更新
第三条の三第二項第三号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の中欄	法第二十三条の二十六第一項の表の上欄
第三条の三第二項第四号	法別表第一の上欄に掲げる海技免許講習の種類に応じ、それぞれ同表の下欄	法第二十三条の二十六第一項の表の下欄

（新設）

（新設）

第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の二十六第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の二十六第三項第四号
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五
第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第二項
第三条の八第六号	登録海技免許講習管理者	特定操縦免許講習管理者
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十二

（履歴限定、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除等）

第七十条　履歴限定を受けた者であつて、その履歴限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第六十六条第三号に掲げる書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前条第一号の限定（以下「設備等限定」という。）を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（第四項及び第百四十四条第四項において「設備等限定の解除等」という。）を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

（設備等限定及び特定漁船能力限定の解除）

第七十条　前条第一号の規定による限定（以下「設備等限定」という。）を受けた者であつて、その設備等限定の変更又はその全部若しくは一部の解除（以下「設備等限定の解除」という。）を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十五条に規定する身体適性に関する基準を満たしていることを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

2　前条第二号の規定による限定（以下「特定漁船能力限定」という。）を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

３　特定漁船能力限定を受けた者であつて、その特定漁船能力限定の解除を申請するものは、第十九号様式による操縦免許限定解除（変更）申請書に第七十条の二の講習の課程を修了したことを証明する書類を添えて、国土交通大臣に提出しなければならない。

４　第四条の二第四項の規定は、履歴限定の解除、設備等限定の解除等及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

第七十一条　小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。

一　資格の別（技能限定、履歴限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（準用）

第七十七条　第三条の三から第三条の十三までの規定は、法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号の登録及びその更新、登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習の実施に関する事務、登録操縦免許証更新講習事務規程並びに登録操縦免許証更新講習を行う者（第八十条第一項第一号及び第二項において「登録操縦免許証更新講習実施機関」という。）について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）	法第二十三条の三十三（法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十四において準用する法第二十三条の三十第三項第五号
第三条の六第一項	法第十七条の四	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の四
（略）	（略）	（略）
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の五

３　第四条の二第四項の規定は、設備等限定及び特定漁船能力限定の解除について準用する。この場合において、同項中「海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

（小型船舶操縦士免許原簿の登録事項）

第七十一条　小型船舶操縦士免許原簿には、次の事項を登録する。

一　資格の別（技能限定及び設備等限定をしたときはその旨を、特定漁船能力限定をしなかつたときはその旨を、それぞれ付記する。）

二～八　（略）

（準用）

第七十七条　第三条の三から第三条の十三までの規定は法第二十三条の十一において準用する法第七条の二第三項第三号の登録、登録操縦免許証更新講習、登録操縦免許証更新講習事務規程及び登録操縦免許証更新講習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。）	法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）	（略）
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十六第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十において準用する法第二十三条の二十六第三項第五号
第三条の六第一項	法第十七条の四	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の四
（略）	（略）	（略）
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の五

第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の六第二項
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十二

（操縦免許証用写真の添付）

第八十七条　第六十六条第一項、第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

（操縦免許証の返納）

第八十八条　（略）

2　小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二　（略）

三　第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第四項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五　（略）

3・4　（略）

（操縦免許証更新申請書等の提出）

第八十九条　第七十条第一項から第三項まで、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

第三条の八	法第十七条の六第二項	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の六第二項
第三条の九及び第三条の十三	法第十七条の七	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の八第二項第四号
第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十二
第三条の十三	前条第二項	第七十七条において準用する第三条の十二第二項

（操縦免許証用写真の添付）

第八十七条　第六十六条第一項、第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項の規定による操縦免許申請書、操縦免許限定解除（変更）申請書、登録事項（操縦免許証）訂正申請書、操縦免許証更新申請書又は操縦免許証再交付申請書には写真を添付しなければならない。

（操縦免許証の返納）

第八十八条　（略）

2　小型船舶操縦士は、次に掲げる場合には、交付を受ける操縦免許証と引換えに、その受有する操縦免許証を国土交通大臣に返さなければならない。

一・二　（略）

三　第九条の五の二第三項、第九条の五の三第四項、第七十条第三項において準用する第四条の二第四項、第七十二条第二項、第七十四条において準用する第九条、第八十一条第二項において準用する第九条の五の二第三項又は第八十二条第三項において準用する第九条の五の三第四項の規定により操縦免許証の交付を受けるとき。

四・五　（略）

3・4　（略）

（操縦免許証更新申請書等の提出）

第八十九条　第七十条第一項若しくは第二項、第七十三条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項、第八十二条第一項若しくは第二項、第八十五条第一項、第八十六条第一項又は前条の規定による申請書、届出書又は操縦免許証の提出は、最寄りの地方運輸局等を経由してしなければならない。

（登録小型船舶教習事務の実施基準）

第百十五条　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（登録小型船舶教習事務規程の記載事項）

第百十六条　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（準用）

第百十八条　第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は、法第二十三条の十第一項の登録及びその更新、登録小型船舶教習所、登録小型船舶教習事務並びに登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。） 者の住所地	法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。） 小型船舶教習所の所在地
（略）	（略）	（略）
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の三十条第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の三十第三項第五号
（略）	（略）	（略）
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の五
第三条の九	法第十七条の七	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の八第二項第四号

（登録小型船舶教習事務の実施基準）

第百十五条　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の四の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（登録小型船舶教習事務規程の記載事項）

第百十六条　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一～十　（略）

（準用）

第百十八条　第三条の三から第三条の五まで、第三条の七及び第三条の九から第三条の十二までの規定は法第二十三条の十第一項の登録、登録小型船舶教習事務及び登録小型船舶教習実施機関について準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第三条の三第一項	法第十七条（法第十七条の三第二項において準用する場合を含む。） 登録を受けようとする者の住所地	法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。） 登録を受けようとする小型船舶教習所の所在地
（略）	（略）	（略）
第三条の三第二項第六号	法第十七条の二第二項各号	法第二十三条の二十六第一項第二号及び第二項各号
第三条の四	法第十七条の二第三項第五号	法第二十三条の二十六第三項第五号
（略）	（略）	（略）
第三条の七	法第十七条の五	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五
第三条の九	法第十七条の七	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七
第三条の十	法第十七条の八第二項第三号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第三号
第三条の十一第一項	法第十七条の八第二項第四号	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の八第二項第四号

第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十二
（略）	（略）	（略）

（令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域）

第百二十五条　令第十三条第一項第一号の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

（令第十三条第一項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域）

第百二十六条　令第十三条第一項第二号ロ(1)の国土交通省令で定める区域は、Ａ１水域及びＡ２水域とする。

（乗船基準の特例）

第百三十一条　法第二十三条の三十六第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の態様が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第百三十二条　法第二十三条の三十六第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

２　（略）

第百三十三条　第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十六の事務を行つた場合について準用する。

（自己操縦）

第百三十四条　法第二十三条の四十第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一～三　（略）

第百三十五条　法第二十三条の四十第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六　（略）

（危険な操縦の方法）

第百三十六条　法第二十三条の四十第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

（船外への転落に備えた措置）

第百三十七条　法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四　（略）

２　前項各号に掲げる場合（次項に規定する場合を除く。）に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあつては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの（持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。）のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。

一～四　（略）

第三条の十二	法第十七条の十二	法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十二
（略）	（略）	（略）

（令第十一条第一項の国土交通省令で定める区域）

第百二十五条　令第十一条第一項の国土交通省令で定める区域は、沿海区域の境界からその外側八十海里以遠の水域（母船に搭載される小型船舶にあつては、当該水域のうち当該母船から半径二海里以内の水域を除く。）とする。

（令第十一条第二項の国土交通省令で定める部分）

第百二十六条　令第十一条第二項の国土交通省令で定める部分は、令第五条（第一項第一号から第三号までの規定を除く。）及び令別表第一配乗表の適用に関する通則３及び４イ並びに同表第四号の表のうち総トン数二十トンの船舶に適用される部分及び同表第五号の表㈠の表とする。

（乗船基準の特例）

第百三十一条　法第二十三条の三十二第一項の国土交通省令で定める事由は、航行の態様が乗船基準において考慮された小型船舶の航行の安全に関する事項に照らし特殊であると国土交通大臣が特に認める事由とする。

第百三十二条　法第二十三条の三十二第一項の規定による国土交通大臣の許可を申請する者は、第十四号様式による特例許可申請書を船舶所有者の住所地を管轄する地方運輸局長（外国において領事官の許可を申請する場合にあつては、領事官）に提出しなければならない。

２　（略）

第百三十三条　第六十五条の規定は、領事官が法第二十三条の三十二の事務を行つた場合について準用する。

（自己操縦）

第百三十四条　法第二十三条の三十六第二項の国土交通省令で定めるときは、次の各号に掲げるときとする。

一～三　（略）

第百三十五条　法第二十三条の三十六第二項ただし書の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～六　（略）

（危険な操縦の方法）

第百三十六条　法第二十三条の三十六第三項の国土交通省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。

一・二　（略）

（船外への転落に備えた措置）

第百三十七条　法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一～四　（略）

２　前項各号に掲げる場合（次項に規定する場合を除く。）に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、船舶安全法第二条第一項の適用を受ける小型船舶に乗船している場合にあつては、当該船舶に救命設備若しくは特殊設備として備え付けられ、又は当該船舶に持ち込まれた次の第一号から第三号までに掲げるもの（持ち込まれたものにあつては、備え付けられたものに相当する性能を有するものとして国土交通大臣が認めるものに限る。）のいずれかを着用させる措置とし、同法第二条第一項の適用を受けない小型船舶に乗船している場合にあつては、次の各号に掲げるもののいずれかを着用させる措置とする。

一～四　（略）

3　第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）に講ずる法第二十三条の四十第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一・二　（略）

4　（略）

（発航前の検査等）

第百三十八条　法第二十三条の四十第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次に掲げる発航前の検査（当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。）を実施すること。

イ～ハ　（略）

ニ　イからハまでに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整つているかについての検査

二　視覚、聴覚及びその時の状況に適した他の全ての手段により、常時適切な見張りを確保すること。

三　（略）

（再教育講習受講通知の基準）

第百三十九条　法第二十三条の四十一第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（再教育講習の内容）

第百四十条　法第二十三条の四十一第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行うものであつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。

（再教育講習を受けることができないやむを得ない理由）

第百四十一条　法第二十三条の四十一第二項の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一～六　（略）

（操縦試験手数料等）

第百四十四条　（略）

2・3　（略）

4　履歴限定の解除、設備等限定の解除等又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して申請する場合にあつては、千五十円）とする。

5・6　（略）

3　第一項第四号に掲げる場合のうち次の各号に掲げる場合（漁ろうその他の船外への転落のおそれがある行為を行つている場合を除く。）に講ずる法第二十三条の三十六第四項の国土交通省令で定める必要な措置は、前項の規定により乗船する小型船舶に応じて必要とされるものを着用させるよう努める措置とする。

一・二　（略）

4　（略）

（発航前の検査等）

第百三十八条　法第二十三条の三十六第五項の国土交通省令で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

一　次に掲げる発航前の検査（当該検査の結果に基づく小型船舶の航行の安全を図るために必要な措置を講ずることを含む。）を実施すること。

イ～ハ　（略）

ニ　イ、ロ及びハに掲げるもののほか、小型船舶の安全な航行に必要な準備が整つているかについての検査

二　視覚、聴覚及びその時の状況に適した他のすべての手段により、常時適切な見張りを確保すること。

三　（略）

（再教育講習受講通知の基準）

第百三十九条　法第二十三条の三十七第一項の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

一・二　（略）

（再教育講習の内容）

第百四十条　法第二十三条の三十七第一項の規定による再教育講習は、小型船舶操縦者が遵守すべき事項及び小型船舶の操縦に必要な知識その他の小型船舶の航行の安全に必要な事項の教育を行うものであつて、国土交通大臣が告示で定める基準に適合するものとする。

（再教育講習を受けることができないやむを得ない理由）

第百四十一条　法第二十三条の三十七第二項の国土交通省令で定めるやむを得ない理由は、次の各号に掲げる理由とする。

一～六　（略）

（操縦試験手数料等）

第百四十四条　（略）

2・3　（略）

4　操縦免許について付されている設備等限定又は特定漁船能力限定の解除を申請する者が納めなければならない手数料の額は、千二百五十円（情報通信技術活用法第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して解除を申請する場合にあつては、千五十円）とする。

5・6　（略）

（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二　法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十四において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、特定操縦免許講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種別		金額
（略）	（略）	（略）
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
特定操縦免許講習		六万一千六百円
（略）	（略）	（略）

（権限の委任）

第百四十五条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一～四　（略）

五　法第二十三条の二十五の登録及びその更新

六　法第二十三条の二十五（法第二十三条の二十七第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

七　登録特定操縦免許講習機関に係る権限のうち次に掲げるもの

イ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出の受理

ハ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示

八　法第二十三条の十第一項の登録及びその更新（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）

九　法第二十三条の二十九（法第二十三条の三十一第二項において準用する場合を含む。）の規定による申請の受理

（国土交通大臣が行う場合の手数料）

第百四十四条の二　法第十七条の十四、法第十七条の十七において準用する法第十七条の十四、法第二十三条の三十において準用する法第十七条の十四、第四条の二十一、第九条の七の四において準用する第四条の二十一、第七十条の五において準用する第四条の二十一及び第八十四条の四において準用する第四条の二十一の規定により国土交通大臣が行う海技免許講習、海技免状更新講習、操縦免許証更新講習、電子海図情報表示装置講習、海技免状失効再交付講習、特定漁船講習又は操縦免許証失効再交付講習を受ける者が国に納めなければならない手数料の額は、次の表の上欄に掲げる講習の種別ごとに、それぞれ同表の下欄に定める額とする。

講習の種別		金額
（略）	（略）	（略）
海技免状更新講習	上級航海更新講習、航海更新講習、上級機関更新講習、機関更新講習、通信更新講習	四千四百円
（略）	（略）	（略）

（権限の委任）

第百四十五条　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長に行わせる。

一～四　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

五　法第二十三条の十第一項の規定による登録（国及び独立行政法人以外の者が設置する教習所に係るものに限る。）

六　法第二十三条の二十五の規定による申請の受理

十　登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの

イ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の六第一項の規定による届出の受理

ハ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十五の規定による公示

十一　法第二十三条の三十六第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

十二　第二十二条第三項の規定による公示

十三　第二十八条（第四条の三、第九条の三第二項及び第六十八条の三において準用する場合を含む。）の規定による認定

十四～二十五　（略）

２　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一　法第二十三条の二十一第一項及び法第二十九条の二第一項の規定による権限

二　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十三の規定による権限

三　法第二十三条の三十二において準用する法第十七条の十三の規定による権限

四　法第二十四条の規定による処分及びその取消し

五　法第二十九条の三第一項から第四項までの規定による権限

別表第十一（第九十三条、第百三十九条、第百四十二条関係）

一　遵守事項違反点数表

（表　略）

備考

１　（略）

２　この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。

一　「酒酔い操縦」とは、法第二十三条の四十第一項の規定に違反する行為をいう。

二　「自己操縦義務違反」とは、法第二十三条の四十第二項の規定に違反する行為をいう。

三　「危険操縦」とは、法第二十三条の四十第三項の規定に違反する行為をいう。

四　「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

五　「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三条の四十第四項の規定に違反する行為をいう。

六　「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の四十第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

二・三　（略）

七　登録小型船舶教習所に係る権限のうち次に掲げるもの

イ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の五の規定による届出の受理

ロ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の六の規定による届出の受理

ハ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の七の規定による届出の受理

ニ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の九の規定による命令

ホ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十の規定による命令

ヘ　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十一の規定による命令

ト　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十五の規定による公示

八　法第二十三条の三十二第一項の許可及び同条第二項の規定による権限

九　第二十二条第三項の規定による公示

十　第二十八条（第四条の三及び第九条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定による認定

十一～二十二　（略）

２　法及びこの省令に規定する国土交通大臣の権限で次に掲げるものは、地方運輸局長も行うことができる。

一　法第二十四条の規定による処分及びその取消し

二　法第二十三条の二十一第一項及び法第二十九条の二第一項の規定による権限

三　法第二十九条の三第一項から第四項までの規定による権限

四　法第二十三条の二十八において準用する法第十七条の十三の規定による権限

別表第十一（第九十三条、第百三十九条、第百四十二条関係）

一　遵守事項違反点数表

（表　略）

備考

１　（略）

２　この表の違反行為の内容の欄に掲げる用語の意味は、それぞれ次に掲げるところによる。

一　「酒酔い操縦」とは、法第二十三条の三十六第一項の規定に違反する行為をいう。

二　「自己操縦義務違反」とは、法第二十三条の三十六第二項の規定に違反する行為をいう。

三　「危険操縦」とは、法第二十三条の三十六第三項の規定に違反する行為をいう。

四　「見張りの実施義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第二号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

五　「船外への転落に備えた措置義務違反」とは、法第二十三条の三十六第四項の規定に違反する行為をいう。

六　「発航前検査義務違反」とは、法第二十三条の三十六第五項の規定に違反する行為のうち、第百三十八条第一号に掲げる事項を遵守しないことをいう。

二・三　（略）

第14号様式（第64条、第133条関係）

特例許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第１項（第23条の36第１項）の規定による乗組み基準（乗船基準）によらないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

年　　月　　日

申請者氏名又は名称

現　　住　　所

国土交通大臣
地方運輸局長（領事官）殿
運輸監理部長

船　舶　名	総トン数及び推進機関の出力	船舶、推進機関及び無線設備の種類	航行区域又は従業区域	船舶所有者の氏名又は名称
申請事由				
指定を受けようとする船舶職員（小型船舶操縦者）及びその資格	船舶職員（小型船舶操縦者）	海技士（小型船舶操縦士）の資格		

（注）

１　「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。

(1)　特殊の構造又は装置を有する場合にあつては、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の有する船舶検査証書の有効期間満了の日を付記すること。

(2)　航海の態様が特殊である場合にあつては、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、他船に随伴して航行する場合には、その母船の船種、船舶名、総トン数、航行区域又は従業区域、実際に航行しようとする区域及び期間等参考となる事項を付記すること。

(3)　入渠し、又は修繕のため係留する場合にあつては、その期間を付記すること。

(4)　基地漁業の場合にあつては、根拠地の名称、操業の範囲及び期間その他操業の態様等を記載すること。

(5)　日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされている場合にあつては、当該船舶を借り入れた期間、当該船舶に乗り組むこととされている者が受有する資格証明書を発給した国名及び資格証明書の種類を記載すること。

２　船舶職員（小型船舶操縦者）の省略を申請しようとするときは、「船舶職員（小型船舶操縦者）」欄に船舶職員名（小型船舶操縦者）及び省略の理由を記載すること。

３　令附則第２項の規定により旧乗組み基準により船舶職員（小型船舶操縦者）を乗り組ませている漁船にあつては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。

第14号様式（第64条、第133条関係）

特例許可申請書

船舶職員及び小型船舶操縦者法第20条第１項（第23条の32第１項）の規定による乗組み基準（乗船基準）によらないことの許可を受けたいので、下記により申請します。

年　　月　　日

申請者氏名又は名称

現　　住　　所

国土交通大臣
地方運輸局長（領事官）殿
運輸監理部長

船　舶　名	総トン数及び推進機関の出力	船舶、推進機関及び無線設備の種類	航行区域又は従業区域	船舶所有者の氏名又は名称
申請事由				
指定を受けようとする船舶職員（小型船舶操縦者）及びその資格	船舶職員（小型船舶操縦者）	海技士（小型船舶操縦士）の資格		

（注）

１　「申請事由」欄は、できるだけ詳細に記入すること。

(1)　特殊の構造又は装置を有する場合にあつては、その構造又は装置の概要を記載すること。この場合には、実際に航行しようとする区域及び当該船舶の有する船舶検査証書の有効期間満了の日を付記すること。

(2)　航海の態様が特殊である場合にあつては、その航海の態様の概要を記載すること。この場合には、例えば、他船に随伴して航行する場合には、その母船の船種、船舶名、総トン数、航行区域又は従業区域、実際に航行しようとする区域及び期間等参考となる事項を付記すること。

(3)　入渠し、又は修繕のため係留する場合にあつては、その期間を付記すること。

(4)　基地漁業の場合にあつては、根拠地の名称、操業の範囲及び期間その他操業の態様等を記載すること。

(5)　日本船舶を所有することができない者に貸し付けられた日本船舶に、条約の締約国が発給した条約に適合する資格証明書を受有する者が乗り組むこととされている場合にあつては、当該船舶を借り入れた期間、当該船舶に乗り組むこととされている者が受有する資格証明書を発給した国名及び資格証明書の種類を記載すること。

２　船舶職員（小型船舶操縦者）の省略を申請しようとするときは、「船舶職員（小型船舶操縦者）」欄に船舶職員名（小型船舶操縦者）及び省略の理由を記載すること。

３　令附則第２項の規定により旧乗組み基準により船舶職員（小型船舶操縦者）を乗り組ませている漁船にあつては、「航行区域又は従業区域」欄に従業制限を付記すること。

第18号様式（第66条関係）

（日本産業規格A列４番）

操縦免許申請書

08

（単位：mm）

の資格の操縦免許を関係書類を添えて申請します。

［写真の要件］
1. 申請者の本人のみが撮影されたもの
2. 提出の日前6月以内に撮影されたもの
3. 縦45ミリメートル×横35ミリメートル（縁なし）のもの
4. 顔正面、無帽、無背景

写真

①資格種別等：該当する枠内に×印を記入して下さい。　一級　二級　湖川　特殊　特定（旅客）　設備等限定

	②試験事務所番号	③試験ID（"0"も記入して下さい。）	④受験番号
一級・二級等			
特殊			

（注）機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

⑤申請者氏名
小文字区分
カタカナ
（注1）氏と名は1マスあけて記入して下さい。
（注2）全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。　例：ジュン → □□☒□ シ ュ ン
（注3）濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。
漢字
（注）氏と名は1マスあけて、楷書体で記入して下さい。

⑥申請者住所
市外局番から左詰で記入して下さい。
〒　－　電話番号
都道府県

⑦出生年月日：該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。　平成　昭和　大正　明治　西暦　年　月　日
年月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。（左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁）

⑧性別：該当する枠内に×印を記入して下さい。　男　女

⑨本籍の都道府県名：（漢字）　都道府県

⑩国籍：該当する枠内に×印を記入して下さい。　韓国　朝鮮　米国　その他の国籍はコード番号を記入して下さい。

⑪現有操縦免許：小型船舶操縦士の免許を受有している方は、免許証（免状）番号を記入して下さい。（"0"も記入すること。）
（注）免状番号が8桁の方は、記入方法を運輸局等にお問い合わせ下さい。

⑫現有海技免許：現在受有している全ての海技免許の種類について、該当する枠内に×印を記入して下さい。

航海	一級	二級	三級	四級	五級	六級							三級当	
機関	一級	二級	三級	四級	五級	六級	二級内	三級内	四級内	五級内	六級内	三級当		
通信	一級	二級	三級				電子通信	一級	二級	三級	四級			

⑬申請月日：月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。　月　日

※⑭乗船履歴　有

※⑮免許証交付年月日　年　月　日

※⑯免許証返納の有無　有　無

［注意］
1. 登録免許税は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により現有する免許証（免状）を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

第18号様式（第66条関係）

（日本産業規格A列４番）

操縦免許申請書　08

（単位：mm）

の資格の操縦免許を関係書類を添えて申請します。

［写真の要件］
1. 申請者の本人のみが撮影されたもの
2. 提出の日前6月以内に撮影されたもの
3. 縦45ミリメートル×横35ミリメートル（縁なし）のもの
4. 顔正面、無帽、無背景

写真

①資格種別等：該当する枠内に×印を記入して下さい。　一級　二級　湖川　特殊　特定（旅客）　設備等限定

	②試験事務所番号	③試験ID（"0"も記入して下さい。）	④受験番号
一級・二級等			
特殊			

（注）機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

⑤申請者氏名
小文字区分
カタカナ
（注1）氏と名は1マスあけて記入して下さい。
（注2）全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。　例：ジュン → □□☒□ シ ュ ン
（注3）濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。
漢字
（注）氏と名は1マスあけて、楷書体で記入して下さい。

⑥申請者住所
市外局番から左詰で記入して下さい。
〒　－　電話番号
都道府県

⑦出生年月日：該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。　平成　昭和　大正　明治　西暦　年　月　日
年月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。（左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁）

⑧性別：該当する枠内に×印を記入して下さい。　男　女

⑨本籍の都道府県名：（漢字）　都道府県

⑩国籍：該当する枠内に×印を記入して下さい。　韓国　朝鮮　米国　その他の国籍はコード番号を記入して下さい。

⑪現有操縦免許：小型船舶操縦士の免許を受有している方は、免許証（免状）番号を記入して下さい。（"0"も記入すること。）
（注）免状番号が8桁の方は、記入方法を運輸局等にお問い合わせ下さい。

⑫現有海技免許：現在受有している全ての海技免許の種類について、該当する枠内に×印を記入して下さい。

航海	一級	二級	三級	四級	五級	六級							三級当	
機関	一級	二級	三級	四級	五級	六級	二級内	三級内	四級内	五級内	六級内	三級当		
通信	一級	二級	三級				電子通信	一級	二級	三級	四級			

⑬申請月日：月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。　月　日

※⑭免許証交付年月日　年　月　日

※⑮免許証返納の有無　有　無

［注意］
1. 登録免許税は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により現有する免許証（免状）を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

第19号様式（第70条関係）

（日本産業規格A列４番）

操縦免許限定解除（変更）申請書

09

操縦免許に係る履歴限定・設備等限定・特定漁船能力限定について、解除（変更）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

〔写真の要件〕
1. 申請者の本人のみが撮影されたもの
2. 提出の日前6月以内に撮影されたもの
3. 縦45ミリメートル×横35ミリメートル（縁なし）のもの
4. 顔正面、無帽、無背景

（単位：mm）　35 × 45　写真

①免許証の種類　該当する枠内に×印を記入して下さい。　一級　二級　湖川　特殊　特定（旅客）

②免許証番号　"0"も含めて記入して下さい。

（注）機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

③申請者氏名　小文字区分　カタカナ
（注1）氏と名は1マスあけて記入して下さい。
（注2）全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。
（注3）濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。
例：ジュン → □□☒□ シ ュ ン
漢字
（注）氏と名は1マスあけて、楷書体で記入して下さい。

④申請者住所　〒　－　市外局番から左詰で記入して下さい。　電話番号　都道府県

⑤出生年月日　該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。　平成　昭和　大正　明治　西暦　年　月　日
年月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。（左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁）

⑥性別　該当する枠内に×印を記入して下さい。　男　女

⑦本籍の都道府県名　（漢字）　都道府県

⑧国籍　該当する枠内に×印を記入して下さい。　韓国　朝鮮　米国　その他の国籍はコード番号を記入して下さい。

⑨申請月日　月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。　月　日

※⑩乗船履歴　有

※⑪限定　設備　A B C　1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20　時間　その他　1 2 3 4 5

※⑫免許証交付年月日　年　月　日

※⑬免許証返納の有無　有　無

〔注意〕
1. 手数料は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により返納すべき免許証を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

第19号様式（第70条関係）

（日本産業規格A列４番）

操縦免許限定解除（変更）申請書

09

操縦免許に係る設備等限定・特定漁船能力限定について、解除（変更）を受けたいので関係書類を添えて申請します。

〔写真の要件〕
1. 申請者の本人のみが撮影されたもの
2. 提出の日前6月以内に撮影されたもの
3. 縦45ミリメートル×横35ミリメートル（縁なし）のもの
4. 顔正面、無帽、無背景

（単位：mm）　35 × 45　写真

①免許証の種類　該当する枠内に×印を記入して下さい。　一級　二級　湖川　特殊

②免許証番号　"0"も含めて記入して下さい。

（注）機械で読み込みますので、枠からはみ出ないよう明瞭に記入して下さい。

③申請者氏名　小文字区分　カタカナ
（注1）氏と名は1マスあけて記入して下さい。
（注2）全てカタカナの大文字で記入し、小文字にあたる文字については、直上の小文字区分欄の枠内に×印を記入して下さい。
（注3）濁点、半濁点は1マスに記入して下さい。
例：ジュン → □□☒□ シ ュ ン
漢字
（注）氏と名は1マスあけて、楷書体で記入して下さい。

④申請者住所　〒　－　市外局番から左詰で記入して下さい。　電話番号　都道府県

⑤出生年月日　該当する元号の枠内に×印又は西暦の枠内にコード番号を記入して下さい。　平成　昭和　大正　明治　西暦　年　月　日
年月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。（左欄で西暦を選択した場合、年の欄は西暦の下2桁）

⑥性別　該当する枠内に×印を記入して下さい。　男　女

⑦本籍の都道府県名　（漢字）　都道府県

⑧国籍　該当する枠内に×印を記入して下さい。　韓国　朝鮮　米国　その他の国籍はコード番号を記入して下さい。

⑨申請月日　月日が1桁の場合は十の位に"0"を記入して下さい。　月　日

※⑩限定　設備　A B C　1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20　時間　その他　1 2 3 4 5

※⑪免許証交付年月日　年　月　日

※⑫免許証返納の有無　有　無

〔注意〕
1. 手数料は納付書により納付して下さい。
2. ※印欄は記入しないで下さい。
3. 滅失により返納すべき免許証を添付できない者は、その事実を証明する書類を添付して下さい。

（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則の一部改正）

第四条　地域公共交通の活性化及び再生に関する法律施行規則（平成十九年国土交通省令第八十号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	
別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）	
規定	事項
（略）	（略）
法第二十七条の十九	（略）
	海上運送法第十六条第一項又は第二項の届出に係る部分
	（略）
別表第五（第三十九条関係）	
規定	事項
（略）	（略）
法第三十五条第二項	（略）
	海上運送法第十六条第一項又は第二項の届出に係る部分
	（略）

改正前	
別表第三の四（第三十六条の十六及び第三十六条の十七関係）	
規定	事項
（略）	（略）
法第二十七条の十九	（略）
	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項
	（略）
別表第五（第三十九条関係）	
規定	事項
（略）	（略）
法第三十五条第二項	（略）
	海上運送法施行規則第十五条各号に掲げる事項
	（略）

（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第五条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

改正前	
別表第一（第三条及び第四条関係）	
（略）	（略）
水先法（昭和二十四年法律第百二十一号）	第二十一条第一項及び第二十五条（これらの規定を第三十二条において準用する場合を含む。）並びに第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）	第十七条の十二（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八、第二十三条の三十二及び第二十三条の三十四において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の十二
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
海上運送法	第十五条（第二十条の二第四項及び第五項並びに第二十一条の五において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）
海上運送法	第十九条の四第五項（第二十条の二第四項において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
港湾法	第五十六条の二の十第二項
（略）	（略）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第五十一条において準用する土地区画整理法第二十八条第六項

船舶職員及び小型船舶操縦者法（昭和二十六年法律第百四十九号）	第十七条の八第一項及び第十七条の十二（これらの規定を第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律（平成三年法律第七十五号）	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第一項及び第十七条の十二
（略）	（略）

別表第二（第五条及び第六条関係）

（略）	（略）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）及び第五十四条（第五十八条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）

別表第四（第十条及び第十一条関係）

（略）	（略）
水先法	第二十一条第二項（第三十二条において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
港湾法	第五十六条の二の十第二項
船舶職員及び小型船舶操縦者法	第十七条の八第二項（第十七条の十七、第十七条の十九、第二十三条の二十八及び第二十三条の三十において準用する場合を含む。）
（略）	（略）
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法	第五十一条において準用する土地区画整理法第二十八条第六項

（略）	（略）

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、海上運送法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（令和六年四月一日）から施行する。ただし、附則第六条の規定は、公布の日から施行する。

（認可の申請）

第二条　改正法附則第三条第五項の規定による認可を受けようとする者（第二号及び次項第二号において「認可申請者」という。）は、同条第五項の申請書に次に掲げる事項を記載して、これを当該小型船舶旅客不定期航路事業に係る航路の起点の所在地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。次項において「所轄地方運輸局長」という。）に提出するものとする。

一　住所及び氏名（法人にあってはその住所、名称及び代表者の氏名）

二　認可申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、その役員の氏名

三　当該小型船舶旅客不定期航路事業の用に供する船舶の名称、総トン数及び船舶番号又はこれに代わる番号

２　前項の申請書には、改正法附則第三条第五項の安全人材確保計画のほか、次に掲げる書類を添付するものとする。ただし、同時に同一の所轄地方運輸局長に二以上の小型船舶旅客不定期航路事業について前項の申請書を提出するときは、第二号の書類は、そのうち一の小型船舶旅客不定期航路事業についての申請書に添付すれば足りるものとする。

一　当該申請が法第二十一条の三第六項において準用する法第四条第一号から第五号までに掲げる基準に適合する旨の説明を記載した書類

二　認可申請者が法第二十一条の三第六項において準用する法第五条各号のいずれにも該当しないことを誓約する書面

（海上運送法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　改正法附則第三条第六項の規定により第二号許可（改正法第二条の規定による改正後の海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号。次条において「新海上運送法」という。）第二十一条第六項に規定する第二号許可をいう。以下この条において同じ。）を受けたものとみなされた者が、初めて当該第二号許可の更新を申請する場合における第一条の規定による改正後の海上運送法施行規則（次条において「新海上運送法施行規則」という。）第二十三条の四の二の規定の適用については、同条第二号中「当該更新前の第二号許可（法第二十一条の三第一項又は第二項の許可を含む。）」とあるのは、「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第三条第五項の規定による認可」とする。

第四条　新海上運送法施行規則第七条の四第一項（第十九条の三第二項、第二十一条の五、第二十三条の三第一項及び第二十三条の五において準用する場合を含む。）、第二十一条の二十一第一項及び第二十三条の十三第一項の規定は、令和六年四月一日以後に行われる安全統括管理者又は運航管理者の選任又は解任について適用する。

２　この省令の施行の際現に存する次の各号に掲げる者に対する当該各号に定める規定の適用については、これらの規定中「毎事業年度」とあるのは、「令和七年三月三十一日が属する事業年度以後の毎事業年度」とする。

一　新海上運送法第六条に規定する一般旅客定期航路事業者　新海上運送法施行規則第十九条の二の二第二項

二　特定旅客定期航路事業（新海上運送法第二条第五項に規定する特定旅客定期航路事業をいう。）を営む者　新海上運送法施行規則第十九条の三第一項において準用する第十九条の二の二第二項

三　人の運送をする内航貨物定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第一項に規定する内航貨物定期航路事業をいう。）を営む者　新海上運送法施行規則第二十一条の五において準用する第十九条の二の二第二項

四　人の運送をする外航貨物定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第一項に規定する外航貨物定期航路事業をいう。）を営む者　新海上運送法施行規則第二十一条の二十三第一項において準用する第十九条の二の二第二項

五　人の運送をする内航不定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第三項に規定する内航不定期航路事業をいう。）を営む者　新海上運送法施行規則第二十三条の三第一項において準用する第十九条の二の二第二項

六　新海上運送法第二十一条の二に規定する旅客不定期航路事業者　新海上運送法施行規則第二十三条の五において準用する第十九条の二の二第二項

七　人の運送をする外航不定期航路事業（新海上運送法施行規則第一条第三項に規定する外航不定期航路事業をいう。）を営む者　新海上運送法施行規則第二十三条の十三の二第一項において準用する第十九条の二の二第二項

（船員法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第五条　特定小型船舶所有者（改正法第四条の規定による改正後の船員法（昭和二十二年法律第百号）第百十八条の五第一項に規定する特定小型船舶所有者をいう。以下この条において同じ。）が、特定小型船舶（同項に規定する特定小型船舶をいう。以下この条において同じ。）の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）のうちこの省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に特定小型船舶に相当する船舶（当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。以下この項において「特定小型相当船舶」という。）において次の表の上欄に掲げる乗組員の職務に相当する職務（以下この項において「特定乗組員等」という。）を、同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における第二条の規定による改正後の船員法施行規則（以下この条において「新船員法施行規則」という。）第七十八条の二の二の五第一項の適用については、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当しないものとみなす。

一　船長に相当する者	特定乗組員等（施行日前に上欄第一号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第一号職務」という。）に相当する職務（以下この条において「第一号相当職務」という。）に従事したことのある者に限る。）が、その特定小型船舶において初めて第一号職務に従事するとき。	新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄1

船舶安全法及び船舶職員法の一部を改正する法律	附則第六条において準用する船舶職員及び小型船舶操縦者法第十七条の八第二項
（略）	（略）

特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において初めて第一号職務に従事するとき（施行日前に当該水域において第一号相当職務に従事したことがある場合に限る。）。	3　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄
二　甲板部の職員又は部員に相当する者	1　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄
特定乗組員等（施行日前に第一号相当職務又は上欄第二号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第二号相当職務」という。）に相当する職務（以下この条において「第二号相当職務」という。）に従事したことのある者に限る。）が、その特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。	3　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄
特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において初めて第二号職務に従事するとき（施行日前に当該水域において第一号相当職務又は第二号相当職務に従事したことがある場合に限る。）。	1　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄
三　前二号に掲げる者以外の乗組員であって輸送の安全の確保に関する業務を行う者	3　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄
特定乗組員等が、その特定小型船舶において初めて上欄第三号に掲げる乗組員の職務（以下この条において「第三号職務」という。）に従事するとき。	1　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄
特定乗組員等が、その特定小型船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において初めて第三号職務に従事するとき。	3　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄

2　特定小型船舶所有者が、特定小型船舶の乗組員（当該特定小型船舶に乗り組ませようとする者を含む。）のうち施行日前に特定小型船舶に相当する船舶（当該特定小型船舶と同一の船舶に限る。以下この項において「特定小型相当船舶」という。）において次の表の上欄に掲げるの乗組員の職務に相当する職務に従事したことのある者（以下この項において「特定乗組員等」という。）を、同表の上欄に掲げる乗組員の職務に従事させようとする場合における新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の適用については、同表の中欄に掲げる場合は、それぞれ同表の下欄に掲げる規定に該当するものとみなす。

一　前項の表の上欄第一号に掲げる者	
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号職務（以下この項において「第三号相当職務」という。）に従事した日のいずれか遅い日から施行日の前日までの間に当該特定小型相当船舶の所有者（船舶共有の場合は船舶管理人、船舶貸借の場合は船舶借入人。以下この項において同じ。）の変更があった場合において、この省令の施行後初めて当該特定小型船舶において第一号職務に従事するとき。	2　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過したとき。	4　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあっては、それぞれの水域）において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過したとき。	5　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第一号下欄
二　前項の表の上欄第二号に掲げる者	
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日、施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日から施行日の前日までの間に当該特定小型相当船舶の所有者の変更があった場合において、この省令の施行後初めて当該特定小型船舶において第二号職務に従事するとき（当該変更後に当該特定小型船舶において第一号職務に従事したことがある場合を除く。）。	2　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄

特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日のいずれかより遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該特定小型船舶において初めて第二号職務に従事するとき。		
4　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄		
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶の航行する水域（当該水域が二以上ある場合にあつては、それぞれの水域）において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日のいずれかより遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第二号職務に従事するとき。		
5　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第二号下欄		
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第二号相当職務に従事した日のいずれかより遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過したとき。		
2　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄		
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれかより遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過したとき。		
4　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄		
特定乗組員等が、その特定小型相当船舶において施行日前に最後に第一号相当職務に従事した日又は施行日前に最後に第三号相当職務に従事した日のいずれかより遅い日から国土交通大臣が告示で定める期間を経過した後、当該水域において初めて第三号職務に従事するとき。		
5　新船員法施行規則第七十八条の二の二の五第一項の表第三号下欄		

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う準備行為）

第六条　改正法第五条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法（以下「新船舶職員法」という。）第二十三条の二十五の登録を受けようとする者は、この省令の施行前においても、第三条の規定による改正後の船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（以下「新船舶職員法施行規則」という。）第六十八条の五において準用する新船舶職員法施行規則第三条の三第二項各号に掲げる書類（次項において「申請書等」という。）を国土交通大臣に提出して、当該登録を受けるために必要な準備行為を行うことができる。

2　前項の規定による国土交通大臣の申請書等の受理の権限は、新船舶職員法第二十三条の二十五の登録を受けようとする者の住所地を管轄する地方運輸局長（運輸監理部長を含む。）に委任する。

（改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者についての準用）

第七条　新船舶職員法施行規則第六十六条（ただし書並びに第一号、第四号及び第六号を除く。）の規定は、改正法附則第四条第二項の規定による申請をする者について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第六十六条第二号中「特定操縦免許講習であつて登録特定操縦免許講習機関が行うもの」とあるのは「海上運送法等の一部を改正する法律（令和五年法律第二十四号）附則第四条第二項の移行講習」と、同号及び同条第三号中「書類（特定操縦免許を申請する場合に限る。）」とあるのは「書類」と、同条第五号中「小型船舶操縦士又は海技士にあつては、操縦免許証又は海技免状」とあるのは「操縦免許証」と読み替えるものとする。

2　新船舶職員法施行規則第二十八条、第二十九条（第二号を除く。）、第三十条及び第三十二条の規定は、前項において準用する新船舶職員法施行規則第六十六条第三号の乗船履歴について準用する。この場合において、新船舶職員法施行規則第二十八条中「の船舶」とあるのは「の総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、新船舶職員法施行規則第二十九条第三号中「主として船舶の運航、機関の運転又は船舶に定める船舶」とあるのは「総トン数二百トン未満の船舶（平水区域のみを航行するものを除く。）」と、新船舶職員法施行規則第二十九条第三号中「主として船舶の運航、機関の運転又は船舶における無線電信若しくは無線電話による通信に従事しない職務の履歴（三級海技士（通信）試験又は海技士（電子通信）の資格についての海技試験に対する乗船履歴の場合を除く。）」とあるのは「船長若しくは航海士の職務の履歴以外の履歴又は主として船舶の運航に従事しない職務の履歴」と読み替えるものとする。

（船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第八条　この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式による申請書は、この省令による改正後の様式にかかわらず、当分の間、これを取り繕って使用することができる。